

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成23年9月13日（火曜日）

予算・決算委員会

平成23年9月13日（火曜日） 午前9時00分 開議

本日の委員会に付した事件

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 1 第106号議案         | 「質疑・討論・採決」 |
| 2 第107号議案         | 「質疑・討論・採決」 |
| 3 第108号・第109号議案   | 「質疑・討論・採決」 |
| 4 第110号議案         | 「質疑・討論・採決」 |
| 5 第111号議案～第136号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 6 第137号議案         | 「質疑・討論・採決」 |
| 7 第138号議案・第139号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（16名）

委員長 鈴木司郎	副委員長 滝川健司					
委員 下江洋行	前崎みち子	横山行敬	山田たつや	中西宏彰	鈴木眞澄	
鈴木達雄	長田共永	加藤芳夫	中根正光	丸山隆弘	森 孝	
菊地勝昭	夏目勝吾					
議長 荒川修吉						

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、監査委員及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 西尾泰昭 書記 伊田成行 伊藤千加

**開議 午前9時00分**

**○鈴木司郎委員長** 昨日に引き続き、予算・決算委員会を開きます。

本日は、去る8日の本会議において本委員会に付託されました議案のうち、第106号議案 平成22年度新城市一般会計決算認定から第139号議案 平成22年度新城市工業用水道事業会計決算認定までの34議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

なお、質疑者、答弁者とも決算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いをいたします。

第106号議案 平成22年度新城市一般会計決算認定を議題とします。

初めに、歳入16款財産収入の質疑に入ります。

質疑者、菊地勝昭委員。

**○菊地勝昭委員** おはようございます。

それでは質疑に入ります。

第106号議案 平成22年度新城市一般会計決算認定、歳入の16款1項2目利子及び配当金の46ページについてお聞きします。

基金運用収入における予算額と決算額に大きな開き、3分の1ぐらいになってるんです。予算に対して決算額は大きな開きがある。これを見ていると、例年このような決算がしてある予算書、決算書になってるのかなと思っておりますが、これだけ大きな幅を予算と決算に持たせてあるという予算の立て方、そこらあたりに何か深い意味があるのかなと思いますが、何かそこらあたりのことが理由がわからないと納得しにくいなと思っておりますので。

基金の運用が大体、この運用財産とここに載っているのは、大体基金の運用が主だと思いますが、基金が22年度49億円ちょっと、今の時点では57億円を超えていたと思っておりますが、そういう大きな基金を運用する中での運用は、大体自由定期預金で運用している、あと一部

国債があったかと思いますが、その運用の中でやっていますので、かなり運用収益というのは、年度当初、定期をつくった時点で大体わかるわけですので、これほど開きがなくてもいいのではないかと私は思いますので、その辺についてお聞かせください。

**○鈴木司郎委員長** 老平財政課長。

**○老平千昌財政課長** それでは、ご質疑いただきました1点目につきましては財政担当から、2点目につきましては会計担当からお答えをさせていただきます。

1点目で、予算額と決算額の乖離でございますけれども、予算編成に当たりまして基金から生ずる利子の予算額の積算では、一応予算編成ベースでは同一の利率を使うようにしているところでございます。

22年度予算編成におきましては、実際には平成21年の9月10日に事務担当者の会議を開き、そこで統一した予算要求基準等を示しているところでございますけれども、基金の利子の積算に当たっては、利率を0.7%として各基金の年度末現在高の見込み額と、それから平成22年度の積立予定額の合算額にこの利率を乗じて予算措置をするように統一したところでございます。利率0.7%というのは、平成21年の8月時点で、本市基金の定期預金の中で一番高い利率だったものを設定していたところでございます。

金利の変動を見通すことは非常に難しく、歳出の基金利子分の積立金の予算措置と連動していますことから、歳入予算等をこのような積算をしているところでございます。22年度に入りまして、利率が大きく低下した結果、乖離が生じたというこういったことが原因になっております。

**○鈴木司郎委員長** 福田会計課長。

**○福田浩一会計課長** 2点目の運用における自由定期預金の金利差についてでありますけれども、基金の運用に当たっては、自己資本率、利率、借入金の状況等を総合的に判断し運用

をしております。金利については、預入先の各金融機関においての経営状況により、店頭利率のままの金融機関と上乘せをしていただけの金融機関があり、事前に金利を予測することができないため自由定期預金に差が生じているのが現状であります。

そうしたことから、平成22年度内の満期の基金運用については、ペイオフのリスク回避も考慮しつつ、市内金融機関からの借入金と預入金の相殺率をかんがみ運用をするとともに、一部入札制度を導入し、効率的かつ利率の安定化を図る運用に努めました。しかしながら、入札結果においても各金融機関、金利に差が生じたものであります。

○鈴木司郎委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 一応、説明をお聞きしましたが、もう一つ、これだけの幅を持たせることに予算編成上で何かそこに意味があるのかということについては、特別そこには意味がないということでしょうか。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 特別な意味というのがどういったことか難しいですけども、年度が始まって資金運用をするケースが、預け入れの期間、それから社会情勢の中の資金調達の部分で、金融機関さんの資産等でいろいろ動くという事情がございます。

予算編成に当たりましては、実際には予算編成を始めて約1年半の間の金利の動向を見通すということになりますので、なかなか難しいところがございます。一応、先ほども申しましたように、予算編成直前の最高利率のところでは予算編成をし、資金運用をしていった段階で派生した利子については積み立てをするというような形で実際には動かしているところがございます。特に大きな意味というのは、持ち合わせてはおりません。

○鈴木司郎委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 それでは、この中で途中で70万円の補正で増額してありますよね。そ

のあたりはどのような理由でしょうか。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 増額した時点では、一般財源の積み立てを予定した補正予算において、その積み立て部分について、それに係る利子を補正で増したという状態でございます。

○鈴木司郎委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 それでは、今いろいろ説明をお聞きしまして、これほど幅を持たせて予算を組まなくても、もっと実態に合わせた歳入の見込みでいいじゃないかと思いますが、そこらこれからもっと実態に合わせて、近づけていくようなことは考えてみえますか。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 議員ご指摘のように、なるべく実態に近い額で予算措置はしたいと思っておりますが、基本的に先ほど申しましたように、なかなか金利を見通すことが難しいので、積算予算編成に入る直前の利率を参考にして予算編成をするしか方法がないかなと思っております。

○鈴木司郎委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 それでは、次の(2)に入ります。

運用における自由定期金利の金利差です。大体、1年定期でこれ全部見ますと組んでありますが、その金利差が同じ1年の中でも1けた違うという、けたが違うぐらいの幅があるんですが、そこらあたりもっと金額が、だんだん基金も大きくなってくれば本当はこの運用も大事になってきますので、そこらあたりはどのような理由で大きな開きがあるのか、金利にも大きな、金融機関ごとでかなり開きがありますので、そのあたりはどのようにこれから、今まで運用されてきたのかお聞きします。

○鈴木司郎委員長 福田会計課長。

○福田浩一会計課長 金利の差でありますけども、これは各金融機関の経営状況によって差が生じておると認識しております。そう

した中で先ほども申し上げましたように、今までは各支店で上乘せをして、店頭金利から上乘せをしていただけるという金融機関がありましたけれども、各金融機関、経営状況も厳しくなって、本部まで上げないと金利の率が出ないという状況がありまして、基本的には各金融機関で各支店の中で上乘せということとはできないという状況になりました。

そうしたことから入札制度を導入しまして、3月満期に当たるものですが、各金融機関との借入金等も考慮しまして、約5割程度を入札をして、その中でも差が生じたということが現状であります。

○鈴木司郎委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 今、説明を聞いてどういうことかと大体はわかるんですが、何にしても1%というか、1けた、1%じゃないですよ、コンマ幾つの世界ですので、でもそこで1けた違うというのは結構大きいと思いますので、でもこういうことをやってるということは、ペイオフとかそういうこともありますので、安全性の面からもこういう結果になるのだというようなことでしょうか。

○鈴木司郎委員長 福田会計課長。

○福田浩一会計課長 そのとおりであります。

ペイオフということがありますので、入札制度の枠を基本的には財政調整基金というものには固定をしなければいけないと思っておりますけれども、そのほかの基金については入札制度を導入をして効率的に、かつ透明性を図りながら基金の運用をしてみたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 菊地勝昭委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

歳入16款財産収入の質疑を終了します。

次に、歳入17款寄附金の質疑に入ります。

質疑者、山田たつや委員。

○山田たつや委員 第106号議案 平成22年度一般会計決算認定です。歳入17款1項2目民生費寄附金、ページ数48。17款1項3目農林水産業費寄附金、ページ数50。17款1項4目商工費寄附金、ページ数50。17款1項7目教育費寄附金、ページ数50。各項について「しんしろ山の湊ふるさと寄附金」の成果と効果についてお伺いします。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 ふるさと寄附金は、納付される段階で四つの事業から寄附者の希望の使用目的をお伺いし、年度末に確定後、振り替えをさせていただいているものでございます。

民生費寄附金は、福祉活動団体への補助金として活用させていただいてきました。農林水産業費寄附金は、市民参加型の森づくりを推進するための森林体験学習会の費用として充当、活用させていただきました。商工費寄附金は、市の観光PRのためのハイキングマップ、滝めぐりマップ、作手高原マップの増刷と奥三河全域の観光案内看板の作成に活用させていただきました。教育費寄附金は、小学校管理事業の備品財源に充当いたしまして、老朽化し故障しておりました小学校2校の校内放送設備を更新いたしました。

前年度と比較いたしましても、多くの方からふるさと寄附金をいただくことができましたので、大変ありがたく思っております。

○鈴木司郎委員長 山田委員。

○山田たつや委員 大変頑張ってくださいているということは、よく聞いておりますけど、これは皆さんの頑張ってもらうための一つの方法なんですけど、財政がだんだん逼迫しているということをよく聞きますけど、今後その減っていく危機感とか増収課題についてはどのようにお考えでしょうか。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 今年度におきましては、

3・11の東北大震災等がありますので、ふるさと寄附金等の流れがどうなるのかというのも心配されるところでございますが、なるべくPRに努めまして寄附金をいただけるようにしていきたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 山田委員。

○山田たつや委員 ちょっと調べてきたんですが、新城市の職員880名ほどおります。1人当たり1千万円近く年間かかっているかと思うんですけども、退職金その他を入れて。ちょっと前にもそういう話があったんですが、市民感覚から見ますと、職員の方はせめてそういうのに協力していただきたいという気持ちを持って、180名が市外からこちらに働きにこられております。その点、少しはそういう努力をするようなことも、ふるさと寄附金で考えてみえますでしょうか。

○鈴木司郎委員長 山田委員、決算の疑義に関しての質疑にとどめていただきたいと思います。

○山田たつや委員 わかりました。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 この決算の内容につきまして、市職員が入っているかどうかという詳細なものは持ち合わせておりませんので、よろしく願いいたします。

○鈴木司郎委員長 山田たつや委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

歳入17款寄附金の質疑を終了します。

次に、歳入総括の質疑に入ります。

最初の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 毎年お尋ねをしておるわけですけれども、今回も2点お尋ねします。

個人市民税の減収におきまして、景気悪化の影響と思われております。現年度分と滞納

繰越分の収入未済額や不納欠損処分も過去最大となったように見受けられます。固定資産税も同様でありますけれども、これらに対する評価及び今後の見通しについてどのようにお考えでしょうか。

2点目、市税収入の確保に向けた取り組み、その他財政全般の取り組みをどのように図られたのでしょうか。また、自主財源の安定確保ということで、盛んに市長も言われております市独自の施策に振り向ける財源確保をどのように図られたのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 川合税務課参事。

○川合藤夫税務課参事 それでは、1番目の市税の収入未済額の増加は、リストラや失業により離職者が増え、そのために収入の減少を招き、市税の支払いが困難になったことが大きな要因と考えられます。また、外国人の国外転出や会社の倒産も不納欠損額の増加要因となっております。評価や今後の見通しについてですが、市税においては今後景気が上向いていくまでは、このような状況が続くものと考えております。

続きまして、2番目の上段の部分でございますが、市税収入の確保に向けた取り組みについてですが、広報ほのかや市ホームページをはじめ、防災行政無線を利用した毎月の納税のお知らせを通じて、自主納税の推進を図っております。

また、少額の滞納者については、徴収嘱託員が臨戸訪問を行って、税の徴収と今後発生する税金については納期限内に納めていただくよう依頼をしております。

一方、高額滞納者につきましては、財産調査等により実態把握を行った上で、完納するよう納税相談で指導をしております。

また、納付に応じない滞納者につきましては、財産の差し押さえ、主に給与や預貯金、生命保険等の差し押さえをして滞納の解消に努めました。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 市全体での取り組みはということでございますけれども、財政全般の自主財源の確保に向けた取り組みにつきましては、財政健全化推進本部の資料等でもお知らせをしたところでございますけれども、市ホームページのバナー広告、それから広報ほのかへの広告掲載、これは表紙の部分もございまして、それから市税収納嘱託員の設置に伴う収納率の向上、先ほどご質疑いただきました、たくさんの皆さんにご協力いただきました「しんしろ山の湊寄附金」の周知、こういったものなどで取り組んでいるところです。

このほかにも使用予定のない普通財産の処分、こういったものも進めていきたいということで1年間取り組んできたところでございます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。

特に納税に関しては、特に委員会等でも要望をいたしております、昨年以降ずっと要望しておるんですが、納税の納期の見直しの関係、これについての対応を今後どうしていくんだという、この決算を踏まえて、やっぱりそういう地域の皆さんの声もしかと受けとめておみえになると思うんですけれども、納期の見直し、もう少し均衡ある、平等ある納税できる環境をつくっていくという、その取り組みについてお尋ねします。それとあと、どんな検討をされたかということですね。

○鈴木司郎委員長 丸山委員、一問一答でお願いします。

川合税務課参事。

○川合藤夫税務課参事 各税目の納期につきましては、法律で定められております税目につきましては何ともならないというような状況でございますが、一点について、国保税につきましては今8回ということになっておりますが、この辺については何度か今検討という形で市民保険課とも話をしておりますが、

これを10回だとか9回だとかというような形での対応もできるんじゃないかなと考えておりますが、これが来年、再来年になるかわかりませんが、そういったことで考えております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 次に、財源の確保についてでありますけれども、今後の見通しも含めていろいろと今ご答弁いただきましたが、特に企業の誘致はもちろん、もっと大きく構えて、市税を投入するに当たって投資の費用対効果というんですか、こういったものもやはり加味しながら確実に税収を確保していくという、その算段がどうもなかなか22年度の決算の中では見えてこなかったと私は感じておるんです。23年度のさっきの一般質問の中でも、企業誘致の問題についても、いろいろ各議員の皆さんが疑問に思った点もございました。とにかく、その産業振興を進めていくという上でのウエートをどの程度置いていくのかという、この先がどうも見えてこないという点で、来年度以降どう取り組んでいくのかという、その辺の決意というんですか、しっかりと財政を確保していくんだ、自主財源を確保していくんだという市長が、トップが言っている以上は、やっぱりどんどんやるべきだと思うんですが、いかかでしょうか。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 議員さんご指摘のとおり、企業誘致等で市の自主財源を増やしていくというのは非常に重要な問題だと思っております。予算措置といたしましては、企業立地の奨励金の予算措置等そういった条例に基づいてやっているわけでございますけれども、今般の議会で東日本大震災関係で企業誘致をする一つの支援策として条例をご提案させていただいてるところでございますけれども、こういった取り組みを研究し、議員の皆さんから強力に推進するようにご指摘をいただいている企業誘致等に取り組んでいきたいと思っ

ております。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、歳入、不納欠損額についてお聞きいたします。対前年度比50.4ポイント増の要因と実施収納対策はいかがなっているのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 川合税務課参事。

○川合藤夫税務課参事 それでは、市税の不納欠損額についてでございますが、対前年度17.3ポイントの増加となっており、金額といたしましては、347万5,356円の増加でありました。考えられる要因といたしましては、景気低迷の中で滞納者自身のリストラや失業等による収入の減少、多重債務、企業の倒産などが挙げられます。

滞納者への収納対策であります。督促状や催告書の発送をはじめ、財産調査に基づいて適切な納税相談を行い、一括納付するよう指導しておりますが、できない場合には分割を認めて、早期に全額納付するよう指導をしております。また、納付約束を守らない滞納者につきましては、主に給与、預貯金、生命保険等の差し押さえをして滞納の解消に努めてまいりました。

○鈴木司郎委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 観光課所管の商工使用料、湯谷温泉源使用料の不納欠損処分につきましては、平成22年5月27日に破産管財人から破産廃止決定され、配当には至らなかったという旨の通知を受けた事業者、その収入未済額のうち消滅時効にかかりました平成12年から平成16年度分までの663万8,440円です。なお、破産事業者の収納未済額につきましては、平成18年度分が55万600円、平成19年度分につきましては43万6千円が残っております。

なお、過年度分等の徴収につきましては、臨戸徴集と電話等による督促を行っております。

す。また、毎月1回ないし毎週1回、決まった日に訪問いたしまして、売り上げの中から定額もしくは少しずつ納入いただくようお願いしておりますので、少しずつではあります。成果は出てきているかと思えます。

○鈴木司郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 時効完成、また不納欠損も期別件数を見ると非常に増えておるんですが、時効完成の場合、ある程度来年以降も大幅に増えるとかそうした傾向というのはつかんでいると思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 川合税務課参事。

○川合藤夫税務課参事 市税につきましてですが、やはり近年の状況等を踏まえまして、なかなか不透明なところがありますが、先ほどの倒産だとかというようなもの、大きいものもまだ控えておりますが、交付要求をしたりとか差し押さえをしたりとか、いろいろ滞納処分を行っておりますが、なかなか財産がない、あるいは不明だというのがたくさんございますので、今後も波はありますけれども出てくるんじゃないかなと思っております。

○鈴木司郎委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

歳入総括の質疑を終了します。

次に、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 第106号議案 平成22年度新城市一般会計決算認定、歳出2款1項3目総務費、広報広聴費、72ページ、3点お聞きします。

1点目、ケーブルテレビ加入率が、21年度では326世帯増の7,383世帯、44.42%、22年度は7,648世帯、45.94%で、1年で265世帯の増ですが、余り増加しない要因はどのように分析するか。

2点目、23年度にどのように反映するか。

3点目、加入率50%を超えるための具体策は。

○鈴木司郎委員長 高安秘書広報課参事。

○高安訓子秘書広報課参事 まず1点目ですが、ケーブルテレビ加入率が余り増加しない要因をどのように分析するかということですが、この数字につきましてちょっと説明をさせていただきます。

ティーズの新城営業所の契約数をもとにしています。豊橋の本社にお聞きしたところ、稼働数字をいただきました。これは公共施設や集合住宅の数字を入れて、現在8月末で49.8%とお聞きしました。同じティーズと契約している豊橋市では加入率は26.2%、田原市は76.0%、また全国のケーブルテレビの加入率平均は、平成23年3月末で48.8%と聞いています。増加が少ない大きな要因としては、新城地区でテレビを視聴するのにアンテナ受信が可能なため、30.8%と低くなっています。また、市政モニターからの回答では、利用料がかかることから加入していただけないというアンケート結果も出ています。

2点目、3点目、23年度にどのように反映するか、加入率50%を超えるための具体策はということですが、まとめてお答えさせていただきます。

市としましては、今年度には情報ハイウェイだよりを全戸配付し、ホームページにもデジタル移行のお知らせなどの情報を掲載しました。今後も引き続き情報システム課と連携して、市民への加入促進の情報発信をしていきます。また、ティーズも加入キャンペーンの実施やコミュニティ番組の充実、ハイビジョン化、プライマリー電話サービスの開始など各種のサービスを実施していただいています。公設民営ですので、公民連携を図ってPRしていきたいと思っています。また、担当課であります市政番組については、市民にとって魅力あるものにしたいとスタッフ全員が考え

ております。ご理解をいただきたいと思いません。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木眞澄委員 今、ご答弁をいただきましてありがとうございます。

アンケートでも利用料がかかるということでちょっと遠慮してる、加入するのを遠慮されてるという、そういうご答弁だったと思うんですけども、使用料に対する何かお考えが対策としてありませんか。

○鈴木司郎委員長 高安秘書広報課参事。

○高安訓子秘書広報課参事 加入率の促進とは別に、福祉施策の一環としてどうあるべきかを考えさせていただきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木眞澄委員 田原がかなり79%を超えてるということで、本当に加入に向けてやってみる話もお聞きをさせていただきましたけども、何か一つのキャンペーンだけでは、21年と比べても駆け込み需要があって増加をただけの部分しかこの決算では見えてこないんですけども、一つの啓蒙活動として業者へのいろんな働きかけ、もっともっと業者の方も、また市の広報の方も未加入の方への啓蒙活動ということも大事ではないかなと思うんですけども、その点についてのお考えは。

○鈴木司郎委員長 高安秘書広報課参事。

○高安訓子秘書広報課参事 議員がおっしゃられるようにティーズにも働きかけまして、いろいろな場所でいろいろな映像を見ていただいて、皆さんにこれは見てもらいたいと言われるようなPR方法を官民と連携を図って、いろいろなPR方法を考えていきたいと思っています。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木眞澄委員 2点目、3点目のところなんですけど、一つは魅力ある番組づくりということで答弁がされましたけども、内容等のどういう番組を想定されて考えておみえにな

るのか、弱者の方、独り暮らしの方、なかなか引き込みができない方、情報発信がしたいけども、また引き込みがしたいけども、そういう情報が欲しいんだけどお金がかかって引き込みができないという、そういう方のためにも、そういう方に合ったような番組づくりというのも加入率増を超える一つの方策ではないかなという、魅力ある番組づくりという先ほどの答弁がありましたけども、そういう内容等はどうでしょうか。

○鈴木司郎委員長 高安秘書広報課参事。

○高安訓子秘書広報課参事 弱者といっても、高齢者とか子どもさんを主に重きを置きたいと思っておりますので、今年はシルバー人材センターの活動、それから老人クラブの活動、そしていろいろな地区でのお年寄りの活動、ミニデイサービスなど、たくさん取り上げていっております。また、子どもさんもつくしん坊などで出演していただいて、小中学校の皆さんにも喜んでいただいていると理解しておりますので、今後もいろいろなご意見をいただきながら魅力のある番組をつくっていきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木眞澄委員 そういうことも大事だと思います。一つにはこういう市、番組の市民が全員共有ができるという、共有をしていたくということが一つの大きな方向だと認識をしとるわけですが、5割の人しかこの共有ができてない、5割に満たない人しか共有ができてないということが本当にちょっと残念だなと。何か減免的な処置をして使用料の減免とか、中の工事の減免とか、何かそういうことの方策についてのお考えはどうでしょうか。

○鈴木司郎委員長 高安秘書広報課参事。

○高安訓子秘書広報課参事 まだこれは、本当に内部でこういうこともあるのかなという考えなんです、NHKの放送受信料の免除規定などがありますので参考にさせていただきます。

いて、福祉関係と一緒に考えていきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員、終わりましたら次の財産管理費に移ってください。

○鈴木眞澄委員 それでは、歳出2款1項7目総務費、財産管理費、74ページ、2点お聞きします。

廃道敷き売却の22年度の進捗状況は。

2点目、市全体での箇所数と今後の対応についてお聞きします。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 関連したご質疑でございますので、2点まとめてお答えをさせていただきます。

廃道敷きの扱いでございますけれども、実際にはどんなふうに行っているかということをお聞きしますと、土木課で用途廃止をして境界の確定、それから分筆、表示登記、譲渡先等の整理をしていただいております。その整理ができたものを普通財産として財政課に引き継ぎまして、財政課で処分をしているという、こういった事務の流れをとっております。

ご質疑の廃道敷きにつきましては、そのほとんどが昔の里道や水路、いわゆる赤線、青線と言われるものでございますけれども、これは国有財産であったものが平成16年に法律によって市町村財産へ移管されたものでございます。このそれらのものにつきましては、ほとんどが地番が付いていない状況、いわゆる無籍地で移管されておまして、大変申しわけございませんが市全体で筆数や面積等が把握できていない状況でございます。議員さんもお承知だと思いますけれども、図面を見ていただくと、ずっと赤い線だとか青い線だとかということで表示はされておりますけれども、ほとんど地番が付いていない、面積も確定していないという状況でございます。そういった状況でございますので、これは地道に整理をして処分をしていくほかはないかなと

思っております。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木眞澄委員 21年度に財政健全化で市の財産を処分の方向とか検討するという方向で、22年度にはこういう売却処分という形になってきてはおると思うんですけども、これは自分から、家の下に道があったりするということも想定をしておると思うんですけども、赤道とか青線自体も不明確な部分があって、そういう対処方法としてやると思うんですけども、個人の方が申し出る形なんでしょうか。また、行政がこういう形ですよという形なんでしょうか、確認だけをお願いします。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 まず、最初の廃道敷きの払い下げの状況でございますけれども、これは平成16年以前の国有財産の時代でも、払い下げが国で行われていた状況でございます。引き継いだ後の市町村でも、廃道敷きの払い下げをずっと継続している状況でございます。実際には、その土地を動かしたり、建築確認等を出される前の段階でそういった赤線等が問題になり、市民の皆さんから申し出をいただくというケースが多いと思っております。そういったご要望をいただきましたら、それは着実に対応するようにしております。赤線ということで延長としては長いものになりますので、その前後で処分できるものについては、附随した処分ができるように働きかけもしているところでございます。

○鈴木司郎委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、横山行敬委員。

○横山行敬委員 それでは、歳出の2款1項3目、続いて広報広聴活動事業、72ページになりますけれども、2点質疑させていただきます。

1点目は、広報活動として「ほのか」を出してみえますが、これによって達成される市政情報の周知度についてどういった分析をし

てみえるのか。

2点目として、外国籍住民に対する情報提供が有効に実施されているか。

この2点お尋ねします。

○鈴木司郎委員長 高安秘書広報課参事。

○高安訓子秘書広報課参事 1点目の広報活動として、「ほのか」によって達成される市政情報の周知度をどのように分析しているかということですが、平成22年度に実施しました市民満足度調査というのをやりまして、市の広報広聴の充実が67.1%、平成19年度より4.3ポイント上昇しています。また、平成22年度に市民100人に市政モニターとして登録していただきまして、「ほのか」についてアンケートを行いました。「ほのか」を読まれている方は、毎月読んでいるが60.6%、家族の中で必ず読む人がいるが13.1%、合計73.7%となっています。この数字を見てもほのかからの情報収集は、市民の方にとって大きいものと見ています。この「ほのか」は全世帯に配布するほか、駅などの公共施設にも配置しています。また、市民7人による企画編集に加わっていただくほか、市民5人の広報モニターによるアンケート調査を行い、市民に親しまれる広報づくりを目指しています。

2点目の外国籍住民に対する情報提供は有効に実施されたかということですが、市では国際交流協会の依頼によって、平成22年度は3回、ポルトガル語での広報を行いました。内容は夏と春のイベントとして納涼花火大会、それにさくらまつりの紹介、身近な生活情報として保育園入園の受付のお知らせ、外国人相談窓口開設日の変更などを掲載しました。一応、私たちとしては、有効に活用しているというもとで理解しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 ご答弁いただきましたけれども、市、行政サービスの中身と、それがどのくらい住民に熟知されているかということ

は非常に重要で、いわゆる周知度が高まれば、それがまた満足度となって反映されていくというようなこともよく新聞なんかに出てるかと思いますが。先ほどのケーブルテレビの質問もそうだったんですが、中身のほうを大変、私も読ませていただいたり見させていただいて、充実をされてみえるなというのはよく承知はしているんですけども。いわゆるこの広報活動というのは、どの自治体でも永遠のテーマといたしまししょうか、どの程度の割合にまで周知をできるかということが常に課題としてあるのではないかと思うのですが、一点、今73.7%と、50%は当然上回った数字を言われましたけれども、当然充実をしたものをつくられても、こちらの、いわゆる行政サイドの非ではないということは常にあるのかもしれませんが、受け手の側でそれを開く人、例えば「ほのか」であれば先ほども言われましたが、家族の中にまで踏み込んで入ってみますと、全員が見るわけではなくて、その中の一定の層だけが見る。情報の媒体ということを考えますと、中身をよくしていくということは当然されていかれるのだらうと思うんですけども、もう少しチャンネルといったところで、難しい課題であろうかと思うんですけども、やはり無関心の層というのは常にどういった地域もありまして、特にこんなことを言うと語弊があるかもしれませんが、私ぐらいの世代になりますと、余り関心といった度合いでは非常に薄い層というのはありまして、もし今後いわゆる地域の市政情報というものを発信していかれるということであれば、課題としては非常に難しいところであろうかと思うんですけども、無関心層に対してどういった、手を伸ばすというか、情報を出していかれるか。一種、教育活動に似ているのかなと感じるときがありまして、幾ら教科書を渡してもそれを開こうとしない人たちもあれば、プリントを渡してもそれを見ようとしないうちの子たちも当然その中に

はあるわけですし、問題はの子たちは知らないよということではなくて、そういうところにどうやって伝えていったらいいかということをもう少し行動をされるというんでしょうか、そういった視点もどこかで持ってみていただけたらありがたいのかなと思うんですけども。

○鈴木司郎委員長 高安秘書広報課参事。

○高安訓子秘書広報課参事 広報紙は取っておいていただいて、後からも見られます。今、配った時点で見られてなくても、ひょっとしたら去年はどうだったのかなというところもあって、いろいろ昔の歴史も読み取れると思います。保存していただくことも目的の一つだと思っております。

また今、ホームページで若者のパソコンの周知も行っておりますし、防災無線でも私たちが読んでいますが、それには必ず詳しいことについては広報しんしろ、「ほのか」何月号をお読みください、ご覧くださいと記しております。そういった観点から、どうしても必要な情報は、そういうところで開いていただくのが広報紙の最も大事な趣旨であると考えております。今後もしいろいろなことを周知していくには、ずっと取っておいてもらえるような優しい広報紙であり、また大事なところは突いていきたいと思っておりますので、皆さんの忌憚のないご意見を寄せていただきたいと思います。

○鈴木司郎委員長 横山委員、質疑は簡潔明瞭に行ってください。

横山委員。

○横山行敬委員 2点目の質疑についてなんですけれども、外国籍住民に対する情報提供ということで、年に3回、市内どこに住んでみえるのかというのはある程度わかっているところもあるわけなんですけども、「ほのか」などの中に掲載をされた場合に当然表紙は日本語で書いてあって、これも当然受け手側の問題ということになってしまうのだらう

かと思うんですけれども、郷に入れば郷に従えで日本語のそういった部分をちゃんとわかった上で情報を受けるということも必要だろうと、そういった啓発も必要かと思うんですけれど、ただやはり全体的に話を聞きますと、表紙がそうやって書いてありますと、自分たちに関係のある情報が入っていないのかなということ、見ないままで終わってしまうというようなことがあるといったことを聞いたことがあるんですけれども、その点、例えば相談窓口だとかそういったところで何かあったのかどうかというのをお尋ねしたい。

○鈴木司郎委員長 高安秘書広報課参事。

○高安訓子秘書広報課参事 表紙にポルトガル語で見出しを入れたほうが良いということでしょうか。反問権を使わせていただきます。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 ありがとうございます。済みません、ポイントだけ申します。

提案になってしまうとおかしなことになってしまうんであれなんです、それはそれで別個の形であるべきなのではないかなということを感じるんです。それでいいです。

○鈴木司郎委員長 高安秘書広報課参事。

○高安訓子秘書広報課参事 今後入れていきたいと思っております。ありがとうございます。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 実は、よく外国籍の方となるとごみ処理の問題で、ごみの案内なんかを出してみることがあると思うんですけれども、細かいところで申しわけないんですけども、情報提供されるときに当然クリーンセンターだとかそういったところを番号で出されるんですが、以前、翻訳作業の関係の方に話を聞いたことがあったんですが、情報提供されるのはいいんですが、その番号に果たして電話をしたときに対応ができるのかということで、その辺、単純にいわゆる外国語に訳して手渡すということによってそれで終わりにしてしまっているのかという声があったんですけど

も、その辺については何か。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 国際交流の関係でございますので、私からお答えをさせていただきたいと思っております。

具体的には、やはりご依頼のあった内容についてそのまま訳させていただいて、チラシとして配らせていただいておりますというのが現状でございますが、電話等があった場合、例えば直接施設にお見えになったときには、英語等が通じる方ですと国際交流協会の者が行きますとご相談をさせていただきますし、ポルトガル語につきましては、毎週1回火曜日に相談コーナーを設けておりますので、そういったところで相談していただくようお願いしていきたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 横山行敬委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出2款1項2目電子計算費、新城まちなみ情報センター管理事業、70ページでございますけれども質疑させていただきます。

指定管理委託料が協定書に基づき正確に処理され、適正な支出であったか。また、事業計画及び自主計画が協定書どおり実施されていたか、決算認定でお聞きさせていただきます。

○鈴木司郎委員長 荻野情報システム課長。

○荻野計吉情報システム課長 それでは、お答えさせていただきます。

ご存じのとおり、まちなみ情報センターにつきましては地域情報化を推進し、また市民生活及び文化教養の向上を図るとともに、情報通信に関する知識の普及とか中心市街地の活性化を図るための施設でございます。

その設置目的を達成するために、指定管理者は市と締結をしました協定書に基づきまして、建物や設備の日常の保守管理業務をはじめまして、施設利用者への受付業務、また市

外からの来館者に対する市の観光等の案内を行っております。

平成22年度におきましては、当初1,550万円で委託の契約を行いました。しかし、当初の事業計画の中で予定しておりました事業で、実施できなかった事業がございましたので、指定管理者と協議した上で、その実施できなかった分、これを減額いたしまして1,515万円の決算となったところでございます。

先ほど申し上げましたように、建物や設備の日常保守管理業務をはじめ、施設利用者への受付業務、また市外からの来館者に対する新都市の紹介や観光案内、受付付近の環境の整備、市内の風景やイベントの撮影の写真の展示とか、図書コーナーなども設けまして積極的に行っております。市民や利用者の方に親しまれるための改善も進め、適切に実施され、適正なものと考えております。

また、自主事業につきましては、これは自己の責任と費用で自主事業を行うことができるものでございます。

平成22年度におきましては、市主催のこれは初心者の方ですけども、市民パソコン塾への協力を始めまして、ネット詐欺やインターネットにおける事件などから守るための啓発活動としまして、小中学校を対象としました講演会を2回、そして市のPTA連絡協議会へコラムの執筆、それとパソコン教室の開催、またパソコンの操作等でわからないときの悩み事相談への対応、それと中高校生を対象としました学習スペースの提供などを実施しておるところでございます。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、22年度の事業内容から基づいて、1,550万円が一部しなかったところを減額させて1,515万円という決算ですけども、私がちょっと調べさせていただいて、今報告いただいた中で、どうしても決算内容に疑義が生じるところが数点あります。

ちょっと質疑させていただきましても、

協定書というのは、あくまでも22年度4月1日で協定書を結んでますよね。それ以前に21年の12月で議会議決を得て、業者が決まって1月から3月までにどのような仕事をやるか、事業計画や実施計画が今回の場合は新たに11項目、自主計画が5項目、それに対する対価として人件費とかいろんな経費を含んで1,550万円と予算を組んだわけですね。できなかった分は後ほど聞きますけども、この中で11項目の項目で適切に処理されてやっていると云うんですけども、私から見たらほとんどやってない。やってるのは施設管理業務だけです。市民に対することはやってない。

決算内容を聞きますけども、本当にこの中で昨年8月に、7月ぐらいかな、発覚したやっちはいけないリース、これをやった結果、パソコンが13台、トータル16台です。これを市民に提供してパソコン教室やりますと言っても、結果的にはやってないんじゃないですか。決算でどれだけやってきましたと上がってきましたか、教えてください。

○鈴木司郎委員長 荻野情報システム課長。

○荻野計吉情報システム課長 それでは、まずパソコン教室の関係でよろしいでしょうか。これにつきましては、実績が無料の市民のパソコン教室が月1回行われておりますけども、これは一応定員が12名ということで毎月行っております。22年度につきましては、そのパソコン塾が12回開催しております。それで、出席した人数につきましては70名、定員が12名ですけども、ちょっと今正確な資料を出したいと思います。ちょっとお待ちください。その市民パソコン塾に参加した人数は、22年度が70名ということで報告をいただいております。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 150万円もかけて予算を組んで、実際支出は180万円の支出、これもちょっと後ほど聞きますけども、ちょっとおかしな決算内容じゃないかなと思うんですけど

も、今のパソコンの話を書き聞きますと、私の調べた結果では、現実には市の無料パソコン教室、毎月1回、ほとんどこれしかやってない。多少申し込みがあったケースが今あったようなことを聞いておりますけれども、現実、報告は1,623人も決算の中で報告されてるんですね。11月以降、めちゃくちゃ多くなってるんですよ。その使った費用も自分で回し予算をしてるんですよ。回し予算ってわかりますか。こんな決算をしていいんですか。教えてください。

○鈴木司郎委員長 荻野情報システム課長。

○荻野計吉情報システム課長 ただいまの利用者の関係の話でございますけれども、これ自主事業といたしまして指定管理者が確か11月ぐらいから自主事業の中で、小・中・高校生が大変あそこを利用していただけるということ、また勉強のスペース、学習スペースとして利用したいという話がありまして、その利用者の増加、また利用者の要望等を受けまして学習スペースの開放ということを始めたわけでございます。これは、あくまでも自主事業でございますので、自己の責任と費用ということで、途中からでございますけれども実施をしたものでございます。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 自主事業って、自主だから自分で自分の金を回すと、これ税金ですよ。その決算がおかしいのと、11月以降の今お話を聞いていると、中高生、当然労働者でございますので収入はないと思いますけれども、当然それは開放するのはいいです。これは市も認めておるんですよ。インターネット上や広報でもお知らせしてるんですよ、無料開放すると。無料開放すると言っておいたのに、税金を回し込みというのか、回し使いをするというのはできるんですね、教えてください。

○鈴木司郎委員長 荻野情報システム課長。

○荻野計吉情報システム課長 ただいまの無料開放の使用料の関係でございますけれども、

これはあくまでも自主事業ということで自己費用で行っておりますので、指定管理委託料の市から出しました管理料を回したということではございません。指定管理者でありますのんほいさんが自分でその使用料を払って行ったということでございます。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 自分のお金を自分で使って回すって、これのんほいという法人の会社の数値を何とかやったという意味合いだと思うんですけども。じゃあなぜこの利用料金は、この場合だけは文化会館と違って、ほとんど貸館業ですよ、やってること一緒なんですよ。利用者があればあるほど、あそこは利益をこうむって事業主がもうかるようになってる。会社が清算しないでいい売り上げというか、そういうふうになってるんですよ。よく帳簿を、確かな勘定方をやっていくとおかしくなるんですよ。

それでは、今日はとめておきますけれども、そのパソコン、元に戻ってパソコンの13台、これは当初1月から3月に、管理者からぜひ自分が有償も無償もパソコンを情報センターだからぜひ、このXPじゃもう古くて市民は来ないと。だから、あくまでも指定管理者さんの要望で150万円という予算を付けた上で、結果的には180万円という支出になってますけれども、そこまで要望を市は認めておいて、一度もインターネット上もホームページ上もというか、広報でもそうですけれども、事業計画が実施されてないんですね。11項目のうち一番先に載ってますよ、協定者と甲の新城市穂積市長と事務とのんほい藤本と載ってるんですけども、パソコン教室の有償、無償含めて、初心者に対して講座を定期的に開催する、これに伴って広告宣伝費も打つと、広告宣伝費も後でまた質疑しますけれども。

私が二、三度見に行ったときもそうですけれども、ほとんど新しく変わった13台、指導用の先生の1台と生徒用の12台、カバーがかぶ

ってるだけなんです。私が時たま見に行ったということで、そういうことになったかもしれないけども、これは本当に無駄じゃないんですか。だったらやっぱり、これだけ決算で市が認めておる以上は、事業計画で甲と乙が、市長と藤本さんが契約を結んで事業をやりますと、これ協定違反になりませんか、お聞きします。

○鈴木司郎委員長 荻野情報システム課長。

○荻野計吉情報システム課長 リースいたしましたパソコンの関係ですけども、先ほど申し上げましたように、月1回の、市が主催ですけども、そういった講習会はやっております。ですから、ほかにも有料のパソコン、これは指定管理者が民間の方にもPRをしながら、そこでパソコンの講座をやるとかいったことも開催されておりますので、それがパソコンをリースしたことが無駄ということは考えておりません。

これは、前にも回答したことがあろうかと思えますけども、今お話がありましたように、今基本ソフトというものはウィンドウズ7ということになっておりますので、初心者の方にも、またなれている方にもウィンドウズ7、新しいものを使ってもらいたいということで、民間の知恵を生かすという考えの中で指定管理用でリースをしたものでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっとご理解できないからもう1回質疑しますけども、では本当にパソコン教室の事業計画で月々定期的に開催されるという、後ほどで結構でございますんで、まだ委員会は長く、多分かかると思えますんで、事業計画がどこまで実施されたか、自主計画がどこまで実施されたのか報告してください。

これは、私が7月26日付けで議会事務局を通じて会派の会長から22年度の事業の事業計画と実施計画の成果、実績報告書を要求して

るんですけど、いまだに上がってきてないんですよ、11項目と5項目、合わせて16項目の仕事はどういうふうにやったか。だから、非常に不思議なんです。今適切にやっていると何か言ってますけど、本当にここで決算で認めたらえらいことになりそうだなと思えますんで、ぜひまだ1時間以上かかると思えますんで、パソコン教室が何月何日に何名で、どこに応募したか、広告宣伝をかけたか、教えてください。

今の広告、パソコン教室等をやるためには当初予算で50万円の広告費と、そのための隔月に折り込みをやるということで、年6回支出することで78万円の予算を付けたんですけども、やっぱりパソコン教室は市民に周知徹底するためには、いろんな広報とか媒体を使ってやると思うんですよね。ホームページを見ても1回も開催広告が載ってない。にもかかわらず今課長はやったと。

今度は部長の答弁がいいですけども、本当にやっておりましたか。この広告宣伝費は、後には削りましたよね。やっぱりやってませんでしたと認めましたよね、市は。認めておいて、やりましたなんて決算報告できますか。それで、その中で50万円じゃ大きいから全部削除すると78万円、これができないということで、後から年度末になって入ってきたのが広告費なんです。それが35万2千円入ってきたんですよ、決算で。この35万円はのんほいからのんほいに出す、さっき言った、逆に言うとならぬと商法でいくと背信的な話になってしまうんですよ、実質行為は。

だから、そこまでは言いませんけども、決算で本当に35万円2千円が何でこんな急にあらわれてきたか、それはパンフレットの作成費と折り込み広告費ですね。パソコン教室を一生懸命やる、本当はあそこは貸館業なものですから、やっぱり市民に周知徹底、いろんな事業をやってもらうというのは広告しなきゃ、インターネット使わないとできない。そ

の予算をなぜ削ってまでほかの広告費を載せちゃったのか、この決算内容を教えてください。

○鈴木司郎委員長 村田企画部長。

○村田 治企画部長 のんほいタウンの掲載ということで、発行部数がかなりあります。宣伝効果としては十分あるということで、情報誌発行費の一部を一般市民の広告料の掲載料と同等分について委託料の中で負担したということでもあります。そういうことですので、よろしくをお願いします。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今の部長の答弁ですと、のんほいタウンの掲載料と言うんですけど、だったら、年度当初の去年の4月以前に協定の中で結ばれてないとおかしいじゃないですか。使途が困ったために最後のあげくの果て、こういう項目を入れてきて決算を起こした。

年度当初からずっと私が12月議会、それから山田議員が3月とかにするまではなかったんじゃない、その前に少し出たけども。全くの趣旨が、協定者の穂積市長と藤本、のんほいとの協定の中の事前協議のまとめの中では、あくまでも場所の貸館業を一生懸命使ってもらいたい、このための媒体としていろんな広告をして、新聞折り込みして市民にどんどん利用してもらおう、これが本来の筋ですよ。

パソコンをせっかく13台入れかえて、ほとんど使ってなくて、その予算を削って、のんほいがのんほいに回す税金を回したんですよ、35万2千円。それは、のんほいに対する広告掲載料だったら、当初から入ってなきゃおかしい。何で年度末になって急に増えてきた。それが1,550万円に合わせるために市が、はっきり言って今までの過去の3年間プラス過去の管理者を見ると、予算も決算もほとんど同額でやってるんですよ。全く無駄なところが幾らでもあっても、前払いという制度か知らないけども、そういう平気で執行されなくても払ってしまう、これはおかしい

ですけど。

一つ、広告のパンフレットとか新聞折り込み関係の広告宣伝費、事務費のところですけど教えてください。

○鈴木司郎委員長 村田企画部長。

○村田 治企画部長 広告宣伝費につきましては、運営会議等で調整してそう決めたということでもあります。それから、「毎年の委託料の関係が同じ」と言われましたが、年々努力によって減っているということは事実でございます。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今部長、「年々減っている」と言いましたけれど、それは企業が努力して、新城市民に多く有料で使ってもらっておるから最終的に減るんですよ。その元のところのデータを見てください。決して減ってないですよ、過去の。それは、今回は特にじつま合わせか知らないけれど、11月以降、今毎月売り上げなんか千円か3千円。利用料金が2万円か3万円。11月になってから急に10万円だ、9万円だ。それは懐の中が一緒ですから、答えはたくさん使ってるように報告されているけども、全く、それは今部長の言ってることはおかしい話になりますよ。いま一度お願いします。

○鈴木司郎委員長 村田企画部長。

○村田 治企画部長 先ほど課長が説明したかと思いますが、のんほいが自主事業で行った事業の収益分だと理解しております。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 のんほいが行った収益事業と言いますが、これ中高生に無料開放は、市が無料で認めたんです、11月で。「その増収増益」と企業は言うけども、自分の一つの財布の中で回してるだけなんです。それを報告してきたということは、元の数字は一緒なんです。それを今そのようなことを言うというのは、部長たるもの、私としてはもう少し財務会計を勉強してほしいと思います。

実質そのパソコン教室は、1年間データ見たら139人、報告が1,623人、これは虚偽じゃないですかね。それに、そのパソコンの費用180万円も決算で出して、なおかつ広告宣伝費83万円はカットしておいて、困ったあげくの広告費が35万2千円加算してる。これはちょっと幾ら何でも、過去のなあなあとか、なれ合いというのか、そういうのきてますよ。

○鈴木司郎委員長 加藤委員、思いを述べるのではなくて質疑をしてください。

○加藤芳夫委員 思いじゃないですよ、これ質疑ですよ。決算のお金に関する質疑ですから気を付けてください。

次に行きます。のんほいチャンネルという、これも放送、これは当初から認めておりました決算も50万4千円として上がってきておりますのでまだいいんですけども、この途中の今年の3月、実は一度も放送されておられませんでしたね。決算は全部認めましたよね、市は。3月から4回分だと思いますけども、4回分で幾らかな、急に金額を忘れてしまったけども、1回が8万円だから33万幾らかだったかな、8万8千円で4回分。普通は市に報告があるのは、3月31日に締め切って1カ月以内ですから、4月入る前までに年間の実績報告をされてると思うんです。そこで50万4千円を市は認めておりますよね、決算で。けども、現実その3月分の4回分の放送料8万8千円か、これ5月に入ってるんです、5月に振り込んでるんです。これは次年度の23年度ですよ。何でこんな決算をしたか教えてください。

○鈴木司郎委員長 荻野情報システム課長。

○荻野計吉情報システム課長 のんほいチャンネル、これFM豊橋で行っておるものがございますけども、月4万2千円ということでございます、金額的には。

それで22年度につきましては、今議員さんからお話がありましたように46回の実績がございます。それで、今お話がありましたよう

に、確かにこちらでも確認しましたところ、この3月につきましては放送がされていないということがこちらでも確認しております。これにつきましては、FM豊橋さん、また指定管理者にも確認をいたしまして、この3月分の放送につきましてキャンセル料というようなものが発生するのかどうかということを確認をさせていただきました。これにつきましては、2週間前までにキャンセルをしていただければ、そのお金は発生しませんよというお話でしたので、今回指定管理者にはその旨をもう一度確認をしますとともに、今後このようなことがないようにお願いをしたところでございます。

3月につきましては、いろんな方からのメールとかファクスとか、そういったいろんなことがございまして、ちょっとそういうふうなことでのんほいチャンネルに出るような状態ではなかったということでお聞きしておりますので、今後、早く断るんであれば早く断っていただけるようお願いをしたところでございます。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今後気を付けようと、私は決算の質疑をしてるんです。23年度以降の注意勧告はまた後ほどしますけども、3月の、今2週間前ならキャンセルをというお話があったんですけども、2月の段階は、確か僕が調べたときは2月の26日に放送してますし、それ以前にも当然、当事者間で話し合いをしてるはずですよ。2週間というと2回分で済むんですよ、2回分はキャンセルできるんですよ。だけど4回分払っちゃってる。市はそれを、平気でと言ってはいかんですけども認めてる。

なおかつ、出納閉鎖というのもないんです、企業は3月31日で締めるんですよ。市は出納閉鎖がありますでしょうけども、企業は損益計算してる、会社も3月31日には切ってるんですよ。その時点で、本来は市に報告すべき

なんです。そうすると、4回分の8万8千円は次年度に23年度に持っていかないとおかしな話なんですよ。それを市は認めて受理して、ということは以前にも少し担当部長、課長ともお話ししましたし、副市長ともお話ししたけども、なかなか担当課は忙しいせいかもしれないけども、定期的な運営会議もやってない。検査、監査もやってない。4月1日に協定書を結んだ、4月1日に請求書を出させて。今度の23年度の後期分も、もう早きっと請求書の準備をさせてると思うんですけども、今指定管理というのはどこも大分、全国的に騒がれてきます、特に支払い項目については、これはみんなの、市民の大切な税金ですよ。みんなとうとい、なけなしの、今この経済不況の中で市民は税金を払ってるんです。これを投げやりにして、検査、監査もせずいいかげんに支払ったというのはもってのほかだと思いますけども、もう一点聞きます、時間が過ぎてきますので。

そういう観点からもう一つ聞きますと、一般的に私も企業というかそういうことで、複式簿記とかいろんなことをやってる中で、一般管理費があります。市長も企業をやってますんで、ご存じだろうけども。要するに、固定的経費というのが事務費的にあるんです。今回は事務費としてあらわしてるんですけども、同じ貸館業で文化会館の先日の一般質問である程度の答えはいただきましたけども、ここも同じ貸館業で、後ほどちょっと言いますが、法務室の室長がうまみ、税金にうまみがあつていいということを言い出したんですね、途中で。これは市民が怒りますよ。税金にうまみを付けていいのか、というような細かいことを言って申しわけないけども、事務費、企業で一般管理費の使い方、特に電気代、それからもう一つは修繕費、それから電話代と、要するに光熱費、光熱水費の部分ですけども、これも決算で全部認めてるんですよ。

例えば電気代なんかは150万円、過去のデータを調べれば大体あそこの量は100万円から110万円、よくいっても120万円、ずっと私が調べたら。普通なら協定書を結ぶときに、大体過去のデータとか担当課が調べますよね。そうすれば、大体120万円でいけるんじゃないかと、それをわざわざ30万円を上乗せして50万円あげて、貸館業でじっとして、市民が使ってくれなかったら電気代は消費しませんよね。その結果、30万円も余ってきたら返納せんでもいいと、それがうまみだと。

それから、次に修繕費、これ50万円の予算ですよ。一般的に企業の修繕費というのは、やっぱり必要あつて修繕するのが当然ですよ。あそこの建物まだ十何年、できたぶんです。

○鈴木司郎委員長 加藤委員、簡潔明瞭をお願いします。

○加藤芳夫委員 これは簡潔です。

だから、この修繕費を当初立てて予測できるんですよ。今までの修繕費を見てください、過去の。50万円も出てますか。それは、条文で書いてあるから上限いっぱい付けちゃってるんです。その条文を読めば、結果的に修繕費なんていうのは必要なかったら返すべきです。市民が怒りますよ、こんなの返さなくていいなんて言ったら。50万円のうち、幾ら使ったと思う、事務費に。たった8万円です。細かくて8万9千円、8万円としても42万円、税金が相手方に行ったままなんです。私が、まだほかに細かい点たくさんありますけども、市民の前でいろんな、私も対話というものを重視してやってますけども、みんなこれを説明したら、そら穂積市長はそんなことしてるのか、そんな無駄なことやってるのか。

○鈴木司郎委員長 加藤委員に申し上げます。

一般質問ではありませんので、簡潔明瞭にしてください。

○加藤芳夫委員 わかりました。

ということで、この企業ですと一般経費に

関するこの事務費の支出について、特にさっき言ったリース料の関係も150万円から逆に今度180万円にしていると、この辺の考え方、決算の仕方をもう一度教えてください。これが正しいかどうかの決算を教えてください。

○鈴木司郎委員長 荻野情報システム課長。

○荻野計吉情報システム課長 22年度の決算につきましては、冒頭にもお話をさせていただきましたけども、施設全体の維持管理という面で、すべて適正に行われていたということとこちらを考慮しております。

また、今の金額の関係につきましても、明細書等をこちらで一緒に確認をしながら行ったものでございます。この指定管理者制度につきましては、管理業務の対価として一定の金額をお約束した請負業務であるということから、清算というものは一応考えていないということがございます。支出につきましても、電気代等につきましても過去19年度から3年間の実績等も勘案し、今後の利用の増加等も勘案しながら指定管理者と計画等を練っていたものでございます。よろしく申し上げます。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 課長の答弁だと1,515万円が適正に処理されたと、適正に使われていたという答弁でしたね。その答弁は市長が言ったということで、私は認識しておきますので。

適正にして、これは請負契約だと。これは請負契約ではないんですよ、協定ですよ。協定書という協定のよく意味を理解してください。辞書でも引いていただければ結構ですけども。あくまでも協定という協定書を交わすのは甲と乙、市長と藤本が交わす事前に、こういうものもやりますので、これに伴った対価として1,550万円給付というものが出てくるんです。その事業内容、仕事内容と対価というのはイコールなんです。その仕事内容をやらなくて、適正と言われるもんですから適正かもしれないけど、私から言わせると適

正ではない。

そのさしたるものが人件費、もう一度人件費、質疑しますけども、これ600万円、センター長300万円で合わせて900万円、人件費を出してますよね。とりあえず請負と協定の違いは、もう一遍、後々答弁いただきますけども。この人件費、当初はのんほいの藤本から書類が出てるのは、アルバイトが全部で1人じゃきついから2人でペアで回して6人、大体1人年間100万円ぐらい、当然扶養控除の範囲内ですからそういうことになるんです。計算してみて、当初は皆さんそう言いました、おたくの市のほうも。本人からも6人という名簿も、写真もメンバーも名前が挙がっていました。

結果、決算が5人で上がってきたんですよ。484万9千円、支出が、115万千円余ったんですよ、人件費が。これも返さなくていい。請負なら多少返してもいい。協定書というのは、私もその筋の人とまた勉強している中で、あくまでも甲と乙が事前に話し合っただけで事業内容、仕事内容、どんな職種をやるかというのを決めて、それをお金に換算したのがその対価なんです。6人でやりますと言ったら、やっぱり6人で回すべきじゃないでしょうか。それを5人で済ましたということは、1人分は不用額で落とすべきじゃないんですか。いかがですか。

○鈴木司郎委員長 荻野情報システム課長。

○荻野計吉情報システム課長 先ほども申し上げましたけども、指定管理制度というものにつきましては、基本的には管理業務の対価として一定の金額を支払うことを約束した請負業務であるということから、その管理業務の維持管理、運営が適正に行われていければ清算するものではないというものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 指定管理制度がそういう制度だと、どこに書いてあるんですか。返すべ

きを返さなくていいなんてことは書いてあるんですか。それから今、ご理解くださいなんて、これは市民の税金ですからね。当の本人もデータの的には、6人体制と載ってるんですよ。契約になってない。だからその契約なら契約で教えてください、契約のどこに条文が書いてあるか教えてください。

○鈴木司郎委員長 村田企画部長。

○村田 治企画部長 今、協定書のお話が出てるんですが、議員のおっしゃるとおり、人件費、事務費、活動費等でなっております。その参考資料として収支計画が付いてるわけですし、これは指定管理料が適正に使われているかということを確認するためのものがあります。この中身については、過去の決算状況等を比較して確認していくということがあります。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 過去のデータを元にしておいたら、先ほど申し上げたように、電気料やほかのものだって実質固定的経費なんです。経常経費なんです、企業でいうと。恐らく想定できるんですよ、すべて数字が。何でそんなふかしてまで予算を付けるのかという疑問点になってくるんですけども、大分時間を使ったんで、申しわけないんで最後になりますけども。

この協定書の今言った内容、返さなくてもいいということじゃなくて、本基本協定の第39条の1項から4項を見てください。乙が本協定の内容を履行せず、又は本協定に違反したとき。2、本業務の実施に際し、乙に不正行為があったとき。3、乙が甲に対し虚偽の報告をし、虚偽ですよ虚偽、正当な理由なく甲による調査を拒否し、又は甲の指示に従わなかったとき、今まで結構ありますよね、市の方と話し合いしたときには。4、乙が事実を偽って甲に指定管理料を請求し、支払いを受けたとき。これのどの一項目に当たるだけでも甲が解除できるんです、取り消しができ

るんです。39条1項から4項、実際には6項までありますけども。

私が1年間というか、去年の病院から出て11月ぐらいからいろいろこの情報センターを調べ始めてから、本年度初めて決算が出ましたんで、この決算内容をずっと見させていただいておりますけども、まだまだ疑問点がたくさんありますけども、本当にこのまちの情報センターというのは、もっともっと市民に利用してもらうのが本来の筋です。それを一つもせずにおいて、指定管理料は使わずに返さない。指定管理者の報告書を見ても、おかしなところたくさんあるし、それから特に税金の使い方、指定管理料の使い方、疑問点が相当あります。

今、一連のことは少しずつ話したけど、まだまだたくさん項目はありますけども、時間が大分皆さんに迷惑かけてますんで終わりますけども。

副市長、今、私がいろいろ質疑をしたし、それ以前にも過去に副市長ともいろいろ話をして、事務屋のトップとして聞きますけども、本当にこの指定管理料というのはこんなやり方でいいのか、返さんでもいい、やっぱり事業や自主計画を実施したらいいんですけども、やらずにおってじっとしてれば当然いろんな費用は使いません、余ります。文化会館は全部清算します。ただ、ちょっと多少おかしなところがありますけどもね。あちらのほうが先に先行してるんですよ、指定管理料の中の条文の中に清算条項を入れたんですよ。まちなみ情報センターの後なんです。とっくに同じような条文内容で、こちらだけは清算という業務を入れてない。同じ貸館業であって趣旨目的は一緒なんです。なおかつ、こっちは全部市に売り上げを返納してる。ところが、あっちは一生懸命やればやるほど自分のところの利益につながる。これがうまみであっていいんです、利益企業のうまみ。税金にうまみを、法務室長の名前は言えませんが税金に

もうまみがないとまずいよね、業者は来ませんよね、とんでもないことを言ってるんですよ。市民100人から100人が聞いたら、みんな怒ってますよ。

だから、もっと指定管理という制度、決して私、制度の趣旨はわかりますけども、果たして市民のとうとい税金を公正公平に適正に使ってもらいたい、事業を適正にやってもらいたい、お客さんがたとえ入らなくても。そういういろんな観点、私が今長々といろいろ質疑をしましたけども、最後の副市長の思いというか、市はこうすべきだと、4年間で多分帰られてしまうけども、いい結果を残してもらいたい、ちょっと答弁をお願いします。

○鈴木司郎委員長 矢野副市長。

○矢野浩二副市長 まちなみ情報センターの指定管理ということのお話でありますけれども、まず基本的な部分としまして指定管理制度の導入の時期、ここから話さざるを得ないかなと思ってます。

もともとあった公の施設の管理委託というのが、その設置者である市が施設の管理責任、あるいはその権限を保留したまま、個々の事業について外部の第三者、具体的には企業等に委託しているというような内容でありました。いわば、個々の事業を委託すると。

ただ、今回指定管理者制度を導入した趣旨としましては、そういった個々の業務を委託するということではなく、その施設の管理権限自体をその設置者から民間企業も含めて外部に委任するという、すなわちその個々の事業ということではなく、その施設の適正な管理をお願いすると、そういう趣旨になります。そうしたことから、協定についての位置付けとしましても、個々の事業をお願いするというものではなくて、あくまで施設の適正管理をやっていただくと、そういう趣旨になるかと思えます。お願いすることについては、施設の適正な管理をやっていただきたい。

その趣旨からいうと、指定管理料の趣旨としましても、その個々の事業を拘束するものではなく、あくまで適正な管理を行うに通常必要と思われるべき経費を積算し、その中でやっていただきたい。そういうのが指定管理者制度という認識をしております。

そういった意味で、指定管理料の中に個々の内訳が書いてございますけれども、それが指定管理者のそれぞれの支出を拘束するものではない。ここら辺は、民間企業のノウハウを使っていただいて、どのコストを軽減するか、どこで削減するかということについては、それも含めて民間の活力を導入すると、そういう趣旨になっている。そういう趣旨で協定を結び指定管理者との間でもそれぞれ合意をしている。

そういう中で、今回平成22年度の決算を見た場合に、その適正な管理は何かといいますと、やはりそれは仕様書の中にどういう業務をやるかということが記載されております。その業務についてお金を使う、使わないは別にして、その業務をやったか、やらないかという意味での判断になるかなど。そういった意味で広報費の一部が執行されていないということであれば、それについては返納の規定はないんですけども、指定管理者との間で再協議によりまして返還、減額をしたということになっております。

そうした意味で、今回、例えば人件費の問題をご指摘をいただきました。当初6人と積算をされております。ただ、指定管理者から出てる事業計画書等を見ますと、あくまで受付体制は原則2人。要は、1人が業務があるときに不在にならないようにと、そういう趣旨でその2人体制を原則とする。それに必要なスタッフについてはおおむね6人。ただ、これについては事情により増減すると、そういうふうな内容となっております。これを協議の中においても当然考えるべきであり、こちらとしましては、今回の指定管理事業とい

うのが単に雇用をする、例えば緊急雇用対策事業であれば何人雇用したかということについて非常に重要な趣旨であり、目的でありますので、それに反する部分については当然協定の内容に変更があると考えますけれども、今回の場合、あくまで適正な管理をお願いするという視点、そういった意味で今回その適正な管理、何人を雇うかではなくて適正な管理という意味で、その点について特に問題はないという認識をしておりますので、それについて清算行為等、清算行為はないですけれども、新たな協議によってそれについて変更協議、変更協定を結ぶというようなことは考えておりません。

ただ、今回平成22年度につきましては、そういう指定管理料に含まれない部分、例えば自主事業になろうかと思いますが、その点についてはおっしゃるとおり平成22年の4月から始まりまして、なかなか思ったような動きをしていない状況は認識しておりますし、市として適切に指導を行ったかという部分については、やはり後手後手に回ってる部分がありますので、その点については十分反省すべきものだと考えております。

そういったことを含めまして、余分なこともかもしれませんが、平成23年度につきましては、さっき言った指定管理の制度の問題、それから指定管理料の内訳、並びにやはり民間企業の活力をお願いするという意味で経営の部分でのイニシアチブという部分から言っても、清算行為を行うということについてはやはりそれは両立しないものだという認識から、平成23年もその清算行為を規定の中に置いていないという形となっております。

今後、考えられるのは、やはり自主事業について、いかに市としてやっていただくかという視点でございます。今回問題になりました、例えば情報紙につきまして、年度途中から情報紙に関する事務について若干線を引けという指示をしましたが、もともと指定管理

者からの申請書を見ますと、あくまで自主事業としての無料情報タウン紙と連動してまちなみ情報センターについて広報活動を行うということで、指定管理者側から言えば、あくまで情報紙についての活用というものもハード面ではないものの、地域情報化のさらなる推進という意味では、その業務の中の位置付けとして考えていきたいという提案がありました。ただ、市としてそれを4月の段階でしっかり交通整理もせず契約に入った結果、お互いの思うところが違い、途中で軌道修正になったという理解をしています。

ただ、これは加藤議員が一般質問で言われていたとおり、施設管理につきまして単に施設管理の部分だけではなくて、要は攻める部分、今回でいうとやはり自主事業の部分について、例えば情報紙に今回の件につきましても、やはりもう少し形を変えて、いかにまちなみ情報センターの中の事業として何らかの方法で位置付けられるのであれば、それはそれとして利用者、情報発信が可能になりますので、そういった可能性も含めて今後指導してまいりたいと。

ただ、いかんせんご案内のとおり、昨年の12月以降いろいろな指摘をいただきまして、現場あるいは市の中に業務についての若干の混乱がずっと引きずっております。何とか終息に向かいたいと思っておりますけれども、早い段階で終息し、今自主事業として余り動いていない状況がありますので、それについて改めて市も強調して、センターがさらなる活用が可能のように頑張っていきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、副市長、5人で適正だった人数言われましたね、当初6人。最後までこれでやめようと思ったけど、ちょっと2、3点不服なところが出まして質疑させてもらいますけども、5人が適正とって市が認めておいて、何で23年度は6人プラス50万円も

アップしたんですか、人件費が。5人で適正に回ってるんだったら、23年度の契約は何で6人でプラス484万9千円プラス50万円をしたんですよ、人件費が足りないって言うんで。じゃあ、二転三転四転ですよ。おかしいじゃないですか。あなたの答弁、全然通ってないですよ。当初から藤本から市に対して6人でやると名簿も出てるんですよ。5人が適正で返さんでもいい。

○鈴木司郎委員長 加藤委員、それは22年度決算ですので、23年度予算。

○加藤芳夫委員 じゃあ23年度、また12月にやります。

終わります。

○鈴木司郎委員長 加藤芳夫委員の質疑は終わりました。

この際、再開を10時55分とし、休憩をいたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

○鈴木司郎委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番目の質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 お願いします。

歳出2款1項4目財政管理費、財政管理一般事務経費、72ページ、ザイセイの話による市民への財政情報提供（共有）の効果成果は、考えてみえるでしょうか。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 ザイセイの話につきましては、平成18年度より発行を開始しております。これまで5回にわたり市民の皆様から市の財政についてお知らせしてきたところでございます。市民の皆様からは、さまざまな意見をいただきまして、掲載内容も毎年工夫を重ねてきたところでございます。

22年度発行のザイセイの話は、市勢要覧の資料編として作成し、財政健全化に向けた市

の取り組みですとか、財政指標等をお知らせしたところでございます。財政力の脆弱な3市町村の合併でありましたことから、市の財政について市民の皆様もご心配をいただいているところでございますけれども、市の財政状況を広く公表することによって情報の共有を進め、住民自治の基礎としていただけるよう取り組んでいるところでございます。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 今のお答えの中で、市民からの声もいろいろ聞こえてきた中で、いろいろな形に変えてきたというお話がありましたけど、市民の中から聞こえてきた声というのはどのような声があるのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 ザイセイの話ということでございますので、どうしても数字的なものが多くなってしまいう傾向がございます。数字ばかりでなかなか難しいというようなご意見が一番多いところでございます。確かにそういったことで、数字が並んでいること自体になかなかとつきにくいということがあると思っております、それをなるべく見やすい形に改善をしていきたいと思っております。

22年度発行分につきましては、どういった取り組みをしてきたかというような取り組み内容を箇条書きにしております。それから、決算内容とはちょっと異なりますけれども、23年度も一応10月に発行を予定しておりますけれども、グラフを取り入れてなるべく視覚的に市民の皆様にお知らせできるように、改善を重ねていきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 市民の声を今お答えいただきましたけど、実際、満足度調査やモニター調査の中で、このザイセイの話の市から出される本についての調査等を行ったことがありますでしょうか。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 ご指摘のような調査は行ってはおりません。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 このザイセイの話につきましては、先ほど言われたように数字が並ぶということで、大変大事な税金の使われ方になりますので、それを市民の皆様知ってほしいという目的があって出されると思うんですが、ある意味、市民側からすると大変財政困難の状況の中で、この出される本が本当に市民にとって無駄ではないかという声もまた一方であります。

そんな中で今検討をどんどん重ねているということなんです、先ほどの広報紙「ほのか」が同じようにいろいろな改善をしてきて、広告等を付けたり、あとは読みやすいように、市民の方に関心を持ってもらうように市民編集委員を使われて、市民の立場からの「ほのか」づくりをしまして、大分読まれる方も増えてきたということもありますので、ここからまた財政のことに興味を持ってもらうために、例えば「ほのか」の特別号とか、そういうものを使いましてのなるべく予算をかけない、そういうものなどを考えてみえることはありますでしょうか。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 内容につきましては、非常に毎年、実際問題悩むところでございます。いろいろな財政状況を市民の皆様にお知らせすることは、非常に大切だと思います。

財政状況の中には、実際の予算内容ですとか決算内容、それから財政支出の推移等、いろいろ重要な情報が詰まっております。ある程度市民の皆様に必要な情報をとるか、財政状況をお知らせするためには、ある程度のページ数はやっぱり必要ではないかと思っております。広報の別冊号というご提案もありますので、一つ今後検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、ページ数が限られた状況ですと、お知らせする内容もやっぱり縮

小せざるを得ないということがございます。

いろいろ脚色をして見やすいようにするというのも必要だということは認識しておりますが、脚色し過ぎて実際の状況を生の状態で市民の皆様が受け取ることができなくなるとは、またこれは問題だと思っております。

ですので、なるべく正確な情報を必要最小限ということではないですけども、できる限りご提供をしていきたいと思っております。このザイセイの話そのものは、市長のマニフェストにございました隠し事のない市政ということが原点になっておりますので、そういった趣旨からできるだけ状況を正確に市民の皆様にお伝えをしていきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 費用対効果を考えていただいで、ザイセイの話をまた検討していただきたいと思えます。

続いて、2款1項5目の人事管理費、職員研修事業、74ページ、執行率が低いですが目的は達成されたのかお伺いします。

○鈴木司郎委員長 清水人事課長。

○清水照治人事課長 職員研修事業の予算執行率が43.9%と低くなりました要因は、自治大学校への派遣研修を見送りとしたこと、外部講師を予定していました複数の研修を別の自主企画研修に振り替えたことなどによるものです。

自治大学校への派遣研修につきましては、希望する職員の中から選考して派遣する形を取っているわけですが、平成22年度は応募者が1人もいなかったため派遣を見送ることといたしました。

外部講師を予定していました複数の研修を別の自主企画研修に振りかえたことにつきましては、平成22年度は当初の計画を年度途中に一部変更し、市の重要施策であります地域自治区や自治基本条例に関する研修を自主企画研修として組み入れ、それらを内部講師に

より実施したことから、研修にかかる経費を大幅に削減する結果となったものでございます。

いずれにしましても執行率が低かったことにつきましては、予算の執行管理上、好ましくなかったと反省しておりますが、研修の所期の目的につきましては、研修受講者数が前年度を上回っているなど、全体としてはおおむね達成できたと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 自治大学校へ毎年、大体同じような人数の募集があるのではないかとということで予算を組まれていると思うんですが、これについて参加者希望が少なかったということにつきましては、何か原因が考えられますか。

○鈴木司郎委員長 清水人事課長。

○清水照治人事課長 自治大学校につきましては、毎年予算化をしまして自治大学校へ行っていただいておりますが、3カ月という長期にわたるといふこと、その3カ月間に自分の部署を離れるという要因から、昨年度は応募がなかったのかなと思っております。これは、場合によっては自治大学校、当然新城市としては重要な研修でございますので、応募がない場合は、職務命令として計画的に自治大学校へ研修を派遣するというのも考えていきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 市民自治の行政を進めていく中で、行政を行う職員がいろんな勉強をしてくるのはすごい大事なことだと思います。特に、さまざまな現場を知ってくることが大事だということで、今お聞きしますと自治大学校へ研修と、あと外部講師の方をとというような研修内容だったんですが、もっと新城市内のさまざまな、例えばNPO法人、市民活動、企業、いろんなところをまず職員が知るということが大事だと思いますが、そ

ういうところで研修をするというような計画はありませんでしょうか。

○鈴木司郎委員長 清水人事課長。

○清水照治人事課長 今のところ、外部研修で自治大学校のほかに市町村アカデミー、国際文化アカデミーと、それから県の自治研修センターで行いますそういった研修にも行ってございますし、あと階層別といたしますか、新規採用職員から10年までの間に、年度ごとに追って3、4回の研修が行われております。そのほかに先ほど申し上げましたように、自主企画研修の中で、年度ごとに重要な施策について順序立てて研修を計画しておりますが、今のところはそういった市民活動、市内に出かけていくという形の研修は今のところは考えておりませんが、場合によってはそういうことも考えていく必要もあるかと思っております。

○鈴木司郎委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、2款1項8目車両管理費、車両管理事業、76ページ、燃料費が大分予算よりも減っております。増額補正によって877万円になったわけですけども、結果560万円で済んだという、その316万円ほど執行残があるわけですが、その要因を伺います。

○鈴木司郎委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 この燃料費につきましては、ここの科目から鳳来・作手両総合支所へ予算の再配当をしております。したがって、両総合支所の燃料費の支出済み額が、資料として提出しました課別事業別歳出決算報告書、今議員がおっしゃった300万円のこの不用額の反映がされておられません。したがって、改めて申し上げますと、燃料費の年間の執行額でございますが本庁分が560万7,749円、それから鳳来総合支所が162万655円、それから作手総合支所が72万9,439円

となりまして、合計で795万7,843円となります。不用額は81万4,157円となっておりますのでよろしくお願いたします。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 この数字を見て、いろんなハイブリッドカーの利用だとか、廃油燃料の活用だとかというものをちょっと期待したわけですけども、そういった把握というものはされてないですか。

○鈴木司郎委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 不用額の81万4千円につきましては、昨年も燃料費が高騰したりしまして、それと目いっぱい燃料費を抑えるというわけにもいきませんので、こんな結果になったわけですが、ハイブリッドだとか、それから今おっしゃった廃油だとか、今後、車もなるべく環境に優しい車という形で、市長さん、それから議長さんの車もそんな車に代えたところでありますので、また今後の課題になってこようかと思えます。

よろしくお願いたします。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員、次の質疑に。

○鈴木達雄委員 引き続きまして、2款1項9目企画費、広域行政事業、78ページです。

緑の分権改革・活性化推進協議会参画への成果効果を伺います。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 緑の分権改革・活性化推進協議会は、二つの事業につきまして豊川市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の3市2町1村で連絡調整をするために設置されたものでございます。

まず、一つ目の事業といたしまして、豊川水系クリーンエネルギー資源活用調査業務の成果効果についてご説明申し上げます。利用可能量調査の結果でございますが、2020年までに1990年比で二酸化炭素は6%増加し、1990年比25%削減の目標を達成するためには、31%の削減が必要となることがわかりました。これに対しまして、安定した品質のクリーン

エネルギーの供給による導入効果は2%であったため、クリーンエネルギーの導入だけでは削減するのは容易ではないということが判明しました。

実証実験の結果でございますが、太陽光発電は各市町村の各観測地点で多少のばらつきはあるものの、一定の発電量が得られ、有力な資源であることを検証されました。

風力エネルギーは、上空風速と地表風速との差が大きく、地表付近では総じて微風となるため、一定以上の高さを超えないと風速が得られず、高さが重要であることが検証されました。

小水力エネルギーは、施設設置の制約から、市町村が管理する準用河川や普通河川など、流量の限られている場所での実証実験となりまして、どの河川でも電圧発生を確認したものの、発電量としては乏しく、利用可能量の結果を得るには至っておりません。

バイオガスは、果物残渣を利用して1日当たり10キログラムを供給した場合、メタン発生量は平均で216リットルでございました。このため、バイオガス発電装置に関しましては、10トンを超える規模のプラントになれば十分な電力量を発生することができ、通常の電力料金よりも安価なエネルギー製造が可能となることが検証されました。

太陽光エネルギーでは偏在性や局地性がなく、風力、バイオマスでは周囲の地形や樹木、建物による影響、さらにはエネルギー源の利用状況等の制約要因による影響があることから、こうした結果が出たものと考えております。

続きまして、二つ目の事業として、高齢者向け「ふるさと元気」支援事業の成果効果についてご説明します。

結果といたしましては、期間中無料モニターとして目標1,000名に対し949名、うち新城市内では159名の方に「ふるさと元気」端末の配付を行い、アンケート調査では全体で

730名の方から回答を得ております。また、利用者の中から地域のICTリーダーを育成するため、3市2町1村を対象に勉強会をそれぞれ2回開催いたしました。さらに、最も議論が活発でありました東栄町では、勉強会を2回追加開催いたしまして、地域の課題解決に向けたワークショップを実施しております。「ふるさと元気」センターは、高齢者へのサポートとして 아이폰教室を4市町村へ全34回、延べ360名に対して実施いたしました。この教室実施後、「ふるさと元気」端末の利用が増加しております。高齢者へのICT普及には、対面サポートの実施が利用拡大につながる事が検証されております。

また、アンケート調査や 아이폰教室におけます利用者の意見では、買い物サポートなど新規システムの追加、電波状況の改善、「ふるさと元気」端末画面のレイアウト、操作手順の変更などについて要望があり、今後の事業継続に向けたシステムの改善を行うとともに、利用者ニーズの把握ができました。

このように、一定の成果が確認されており、本事業への参画は有効であったと考えております。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 エネルギー関係は、6月議会でも質問しまして、それは省略します。

高齢者のICT利用ということで今回949名ですが、実際使っていただいているということで、その検証をしたということなんです。その結果を踏まえて、これから新都市に使えるかなという、この点については有効だというものがありましたら、もう一度伺いたいと思います。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 継続事業といたしまして二つ、元気端末については現在行っておりますが、継続者数が大変少なくなりまして、9月8日現在で34名の方が継続してお使いになっているということでございます。

これにつきましては、無料で配付した際は番号はどんな番号でもよかったんですけども、1台にしたいと言ったときに、現在携帯電話2台持ってる方が一つの端末電話にしたいと希望されても「それはできないですよ、新しいものになってしまいますよ」というような契約の関係でなってしまうということから、携帯の電話番号を変えたくないというような理由もございまして減ったということ、それから電波状況が悪くて基本的にあんまり使えないという方、それから6千円ほど携帯電話の利用料がかかるようになるものですから、今までは無料であったときは利用がよかったということでございますが、6千円かかるということで継続をしないという理由が多くなったのかなと考えております。

ただ、利用された方から安否の確認情報等につきましては大変よかった、また家族の方からもそういうのは大変よかったというような高い評価をいただいておりますので、今後そうした普及につなげていければと考えておりますが、現在の状況ではちょっと難しいなと考えております。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 34名継続でやっていただいているということですけど、この事業はまだこれから続いていく話なんですか。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 5年間継続する予定ということで、今考えております。

○鈴木司郎委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

6番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、2款1項5目人事管理費、自治人事制度検討委員会経費、74ページですけども、民間給与等水準調査委託料1,500万円計上されておりましたが、執行率0%の要因をお伺いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 民間給与等水準

調査委託料の執行率0%の要因というご質疑ですけれども、民間給与等水準調査は、地域の民間企業等の給与水準を正確かつ詳細に把握するために、人事院が毎年実施する民間給与実態調査に準じた手法で調査・分析のための業務委託に要する経費を、当初予算で予算措置したものでございます。

昨年5月に設置しました自治人事制度検討委員会では、民間給与水準との比較のために新城市が単独で実施する調査という特殊性も踏まえ、対象企業等の選定や適切な調査方法等を検討してまいりましたが、調査対象となる民間企業等の合理的な選定が難しい、また独自調査結果に基づき市職員の給与水準を定めるのであれば、毎年度調査を実施しなければならない、そのための事務負担や費用負担が大きいなどの理由によりまして、公表されている統計データを活用していくという委員会の基本方向が確認されました。

一方、大規模な調査そのものは実施しませんが、委員会の検討内容により別途調査が必要となる場合も想定しまして、先の3月補正では予算の一部を残し減額をさせていただいております。なお、3月補正以降の委員会におきまして、調査の実施に関して特段の意見がございませんでしたので、結果的には調査を実施しなかったということでございます。このため、当該予算は未執行となっております。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 この問題は、補正予算のときにもいろいろお伺いしましたが、自治人事制度、新城版人事院、市長の2期目のマニフェストの重要政策の一環ということで、当初予算においてもどうしても必要な予算ということで説明があり、議会はこれを承認したわけです。にもかかわらず、今、執行できなかった理由を説明していただきましたけれども、そんなことは当初予算計上時にわかり切っていることであつたはずですが、なぜ

それを当初予算のときにそういったことまで検討しなかったのか、わざわざ自治人事制度検討委員会がそういう方向を出したから使わなかったじゃなくて、もう計上するときにそういうことは想像できたはずですけども、なぜそういうふうにならなかったのか、それに対して、また議会に明確な未執行の説明が十分にされていなかったような気がしますけど、それについてあわせてご答弁願います。

○鈴木司郎委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 当初予算の計上時のお話でしたが、平成22年の3月の予算委員会で予算を計上する際に、こういう調査を実施するというので、なおとしまして自治人事制度検討委員会での議論を踏まえた上で最終的に決定することとしておりますので、今後変更する可能性があることもご理解いただきたいと思っておりますというようご説明を申し上げたかと思っております。

また、議会への報告ですけれども、委員会が調査内容等々、長期間にわたりまして検討しておりまして、ご報告ができなかった次第でございます。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 既存の公表されているデータを活用されるということですが、こういったデータを活用されて、それが人事制度の検討にどのように反映されたのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 公表されている統計データの活用ということにつきましては、人事院が調査機関となっております職種別民間給与実態調査、これは全国集計で出されておるもの、あるいは都道府県単位で出されているものがもう既に公表されております。それから、調査機関が厚生労働省になりますけれども、賃金構造基本統計調査というものがございまして、これも全国集計、都道府県集計のものが出ておりますので参考資料とさせていただきます。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 最初からそれを参考にすれば、この予算要らなかつたと思うんですけども、要は計上してみたけど、実際、市内の企業をどうやって拾い出して、いろいろ調査していくと毎年毎年発生して、金がかかっちゃうからちょっとまずいんじゃないかというようなことを考えられたのかどうかは別として、ちょっと余りにも予算計上と執行率0%という関係を考えて、余りにも不適切だと思いますけども、その辺についての見解は監査委員さんに聞いたほうがいいのか。その辺の見解についてお伺いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 世古総合政策部長。

○世古和美総合政策部長 今の本来の答弁と重なるところがございまして、当初、予算計上したときには、確かにここに理由に掲げたような難しさはあるということは承知はしていました。ただ、絶対できないかということは考えてませんで、何らか工夫すれば調査の道も開けるという前提で予算計上をしたというのが事実でございます。それで、どこまで精度を高めるかということとは別にして、調査は委託すればできるんですが、結果がどれだけ信頼を得て、実際の制度設計の中に生かせるかという点でもまず大きな不安があったと。それと同等ではありませんけども、精度が落ちますけども、先ほどお話ししたような公表されているデータを使えば、ある程度のデータは得られて、今後の制度設計に生かせるという判断の中で動いてきたということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 既存の公表データが、どれだけ市内の実態を反映しているデータなのかちょっとわかりませんが、それをどういうふうにも活用されて、どういうふうにも生かしていくのかは、また今後の課題かと思っております。

1,500万円のうち1,000万円は3月で補正して削除し、500万円残した理由として、すべての調査の可能性は排除しないという、残り1カ月ちょっとでどういった調査をやるつもりだったか知りませんが、産業・立地部長がにこにこしてまして、結果的には使わなかったと。それだったら、あの時点で思い切り気前よく、気前よくという表現はおかしいですけども、「1,500万円執行しません」と正直に言ったほうがよかったんですけど、なぜそこで500万円残して、結果的に使わなかった結果があるわけですけども、本当にその500万円を使う議論をしたんですか。その結果なんですか。その辺いかがですか。

○鈴木司郎委員長 世古総合政策部長。

○世古和美総合政策部長 信じてもらえるかどうか別として、非常に真摯な議論をしました。ぎりぎりまでやりました。ひょっとしたらこれから進む中で、民間実態調査とは別の形で、何らかの自分たちの議論を裏付けるような調査が存在するのではないかということで、ぎりぎりまで議論したという結果でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 頑張って新城市にふさわしいあれを構築していただきたいと思っておりますけども、結果的に1,500万円が未執行になったということは、1,500万円の市民サービスがほかに削られたという表現はいけなかったかもしれないけれども、ほかに使えば市民サービスが1,500万円分できた可能性がありますので、もう少し予算計上に当たっては、我々議会も真剣に審査しますが、議論した上で計上していただきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

7番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳出2款1項9目企画費、COP10関連事業、76ページです。

展示ブース運営による成果効果についてお

伺います。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を契機といたしまして、地球のいのち交流ステーション事業が愛・地球博記念公園で開催されました。期間は、10月16日、17日、23日、24日の4日間でございます。そこに出展をさせていただきました。

その内容につきましては、鳳来寺山自然科学博物館の取り組みの紹介と、2005年に開催された愛・地球博の新城市のフレンドシップ国でありますスイスの紹介を行っております。生物多様性の大切さと理解を深める機会となるとともに、自然豊かな新城市を広くPRするために、大変有意義な事業であったと考えております。

なお、この展示に要する経費につきましては、全額、愛知県市町村振興協会より交付金をいただいております。

○鈴木司郎委員長 下江委員。

○下江洋行委員 この展示ブースによる博物館、そしてスイスの紹介ということだったんですが、地元の鳳来寺山自然科学博物館とか、それからエクスカッションの会場にもなりました棚田のある四谷地区、そういったところにおけるこのブース運営による波及効果、こういったものはどのように考えてますでしょうか。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 このブースの運営につきましては3点ございまして、一つはイベントを開催するために国際交流協会に委託したもの、それから展示台を作成するというところで、コノハズクと松脂岩を展示するために展示台を作成させていただきました。それから、展示パネルといたしまして、館長さんのデザインによりますネイチャーランド新城ということで、地図と写真で新城市の滝や木などの自然を紹介する大きなパネルをつくらせてい

いただきました。こうしたことで、これら展示ブースを運営するに当たりまして、新城市、先ほど申し上げましたようにPRできたということと、終わった後もこのものを使いましてPRさせていただけることになっておりますので、これからもこの事業で得た備品といったらおかしいですけども、そういったものも活用できるのかなと考えております。

○鈴木司郎委員長 下江委員。

○下江洋行委員 東三河の8市町村の中で、新城市の自然豊かな独自性というのをPRできた機会だと思いますので、これを本当に、COP10で展示したこの機会を今後も生かしていただきたいと思いますと思ひまして、次の質疑に入ってよろしいでしょうか。

それでは、2款1項11目地域振興費、地域振興事業、80ページ、山間地活性化・定住促進プログラム調査研究事業の5年間の最終年度における総括と成果、効果について伺います。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 技術科学大学に委託しておりますこの最終報告書につきましては、過去の調査研究をもとに内容を総括し、本市へ提言がなされております。提言では住民主体の地域づくりの活性化を図るためには、地域づくり活動の成果が住民に対して目に見える形で早い段階で示されることが必要であり、その市の支援を受けながら地域経営のセンスを生かして、実際に成果を生み出す取り組みを行うことが大切であるとされております。今後の地域づくりに当たりまして、本提言を参考に行ってまいりたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 下江委員。

○下江洋行委員 この山間地の活性化という観点で、この事業は企画の担当ということなんですけれども、産業・立地部とか他の部局との関係も深い事業だと思いますが、この事業の取り組みにおいて、そういう他の部局との連絡、連携、こういったことはなされたん

でしょうか。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 22年度におきましては、特にそういった他部局との連携、話し合い等は行っておりませんが、今までにもさまざまな方から第二東名の関係ですとか、三遠南信道路の鳳来インターの関係等、いろんな形でご提案をいただいておりますので、今後そうした山間地の活性化に向けて、いろんな形で連携を図ってまいりたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 下江委員。

○下江洋行委員 活性化という観点で、やはりこれは経済効果に少しでもつながるかという、ここが重要だと思います。5年間実施されてこの経済効果、これはどのように検証されてますでしょうか。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 具体的に生徒さんが地域に入ってきて、地域の活性化を図っていただいたということで、なかなか経済的、金銭的に評価することが大変難しゅうございますので、今ご質疑を受けてもお答えがしにくいなと考えておりますが、なかなか目に見えない部分で、地域がみずからどうしたいかというような取り組みがなされましたので、今後、ご提案させていただいております地域自治区制度等の制度を生かしまして、今まで培ってきた研究成果を実現に向けて一つずつこなしていきたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

8番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 歳出2款1項3目広報広聴費、市政番組編成事業、72ページです。

CATV加入率が所期の目的からすると、まだまだ低いと思いますが、どのような加入率向上の対策を行ったのかお伺いします。

よろしくお願いします。

○鈴木司郎委員長 高安秘書広報課参事。

○高安訓子秘書広報課参事 市政番組編成事

業ということで、加入率向上の対象、どんなことをというお話ですので、22年度におきましては、市民編成委員として市民からはナビゲーターが3人、レポーターが1人の4人参加していただきまして、また職員7人、それに担当課職員とティーズの担当者が毎月番組を企画構成してきました。今もしています。

昨年度は、新企画として子どもナビゲーターを公募して、5組の方に夏休みの思い出にと出演していただきました。シリーズものとしても、新たに観光案内人がお勧めする旬の観光スポットと題して、市内の観光スポットを紹介するコーナーを設けました。皆さんもご存じのとおり、市政番組「いいじゃん新城」は、あののんニュース、つくしん坊、ほのかだより、ホッと情報とコーナーが4つで構成されています。お知らせ情報などを作成することで、市民が見たいと思えるような魅力ある番組づくりに努めてきました。

○鈴木司郎委員長 中西委員。

○中西宏彰委員 昨年度からまた今年もと、子どもナビゲーターと、本当に新しい企画が、私も見ていてなかなか子どもが頑張ってるレポーターしているなど思いましたけど、そのような企画がありましたけど、何が一番加入率向上のために役立ったか、そのようなことがお考えが、何があったのか教えていただければありがたいと思います。

○鈴木司郎委員長 高安秘書広報課参事。

○高安訓子秘書広報課参事 やはり人気があったのは、子どもナビゲーターだと思います。つくしん坊のコーナーも楽しみにしていただいていると思います。昨年はちょっと反省するところ、高齢者の番組が少なかったかなと思ひまして、今年は増やすように努力しています。

○鈴木司郎委員長 中西委員。

○中西宏彰委員 ありがとうございます。

引き続き、歳出2款1項5目人事管理費、職員研修事業、74ページです。

先ほど前崎さんのときにもありましたので、あれですけども、当初予算に対して執行率43.9%の要因は何かお伺いいたしますということですけど、答弁がダブるかもしれませんが、ちょっともう一度お願いいたします。

○鈴木司郎委員長 清水人事課長。

○清水照治人事課長 先ほどの前崎委員の答弁と重複する内容となると思いますが、よろしくお伺いいたします。

平成22年度の職員研修事業につきましては、当初の研修計画に予定されていませんでした地域自治区、自治基本条例研修など、重要な研修が追加実施されました。当初計画をしていました研修と、追加実施をしました研修を計画どおり実施することは、職員の研修に費やす時間が多大になり、しいては職務に影響を及ぼす恐れもありますことから、一部の研修を23年度以降に延期することといたしました。

その中でも、先ほどお話ししましたように、自治大学校への職員研修派遣につきましては、職員エントリー制度を導入し、研修を希望する職員から選考して派遣することとなっておりますが、平成22年度につきましては、応募者がなく中止となりました。

研修計画延期、中止となりましたことから、関係経費の旅費、講師、図書費、負担金などの経費が執行する必要がなくなりましたことから、歳出が大幅に削減され、結果的に予算の執行率が低い決算となってしまいました。

以上でございます。

○鈴木司郎委員長 中西委員。

○中西宏彰委員 これは私たち議会、議員もそうですけども、せっかく職員の皆さんが外に出たり、しっかりとこうやって勉強していただくための予算だと思いますので、このようなことがないようにできれば市民の皆さんの役に立つように、行政マンになるために若い職員の方を積極的に出していいただければありがたいかと思ひまして、質疑を終わらせて

いただきます。

ありがとうございました。

○鈴木司郎委員長 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

質疑者、横山行敬委員。

○横山行敬委員 それでは、歳出3款1項1目地域自殺対策緊急強化基金事業について、96ページになりますが、成果をどのように分析してみえるかお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 22年度は、大きく三つの事業を実施いたしました。

一つ目は保健センターの心の健康相談、社会復帰教室において臨床心理士の相談を実施しております。専門家による相談支援を行うことで相談者の不安、悩みの解消の一助になったと考えております。

二つ目ですが、「自殺予防・こころの健康」をテーマに長野県諏訪中央病院名誉院長、鎌田實先生の講演会を新城保健所と新城以北の市町村が共催で実施いたしました。約800人の参加をいただきました。多くの市民の皆様の参加を得て、自殺予防の啓発ができたと思います。

三つ目でございます。臨床心理士による医療・保健・福祉関係職員を対象として傾聴の研修会の実施と、同じく臨床心理士による保健センター、包括支援センター、障害者相談支援事業所の職員を対象にした事例検討会を実施しております。どちらも相談を受ける職員側のスキルアップにつながったと思います。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 ご答弁いただきましたけども、臨床心理士、また病院の先生による講演

と、医療からの面からも得てみえるということでしたけれども、最近社会的にもこういったこと、うつですとか理解度が深まってきているのかなと思うんですが、一点、いわゆる心身の消耗ですとか、そういったところから来る、今は相談、講演会ということだったんですが、いわゆる診断というんでしょうか、診断書のようなものだとか、そういった医療面からといったところでの何か、ことのようなことを必要性があって出されただとかそういったことがあったのかどうか。

○鈴木司郎委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 医療面からのアプローチみたいな形ですけども、ただその診断を、自殺に行き着く前の段階でさまざまな病気というか、よく言われているのは自殺者の多くに見られるうつ病というようなことが言われています。その原因についてはその直接のもの、うつ病が直接であるかどうかは全く別の問題でございまして、さまざまな病気の方々が、例えば経済上だったり、家族の問題であったりすることによってという形でございまして、あくまで私どもが今回力を入れましたのは、相談者たちがそれをまず受け入れられるか、例えば死にたい、死にたいとおっしゃる方々をどういうふうに受容するかというようなところで臨床心理士に学ぶと、それから個別のケース検討会をやるというようなところでアプローチをしております。それからもう一つ、全く表に出してくださらない方も反面、またおみえになります。その方々にどういふふうなアプローチをするかという、例えば家庭訪問一つ、さまざまな相談員が、包括の相談員、保健センターの保健師、それから障害者の相談員たちが入れないというようなケースもたくさんございます。そういう部分も含めて、市で行ったのは大きくはこれでございますけども、保健所それから障害のこの圏域、ここから多くの圏域等で同じような研修をし、また民生委員さん方に関しては、可知病院の

副院長さんが新人の民生委員さんたちに関して、うつのちょっと講演会をしていただいて相談相手というか、まず受容ができるというところをまず最初にやらせていただいている、まだそういう段階でございます。

○鈴木司郎委員長 横山行敬委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出5款労働費の質疑に入ります

最初の質疑者、横山行敬委員。

○横山行敬委員 歳出5款1項1目ふるさと雇用再生基金事業、138ページになりますが、観光案内人育成事業の進捗状況と成果についてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 観光案内人育成事業につきましては、観光ガイドができる案内人を配置いたしまして、地域に根差した観光業務を行うなど、観光案内の充実を図るための基礎づくりとして、3カ年の継続雇用により観光案内の核となる人材を育成し、3年後につきましてはその人材が観光協会やNPO等で観光案内人として雇用され、さらにボランティアガイドなどの講師を務め、次の人材を育成することを目標としております。観光案内ボランティアガイド等なんですけど、そのシステムが整っているところにつきましては、観光客が確実に伸びていると、そのようなデータもございます。

この平成21年度から開始しました観光案内業務は、現在までに主に五つのことを行ってまいりました。

まず一つ目が、観光等に関する電話や窓口での直接対応。これは観光協会での窓口、それから観光課での窓口でも行っています。

また2番目としまして、市内の主な観光拠

点での観光ガイドとしての活動を行うための現地研修やイベント会場での現地研修の実施。

三つとして、観光データベースを構築するなど、膨大な観光情報から来訪者等の求める情報を的確・迅速に提供できるよう整理するとともに、常に最新情報を維持する。

四つ目、来訪者等へのアンケートを実施し、観光客の動向、市の観光への満足度などの把握に努め、ニーズにあった観光案内をする。

五つ目としまして、旬の情報を常に収集し、迅速に提供できるよう、観光施設管理者や情報提供者との交流を図るなどのネットワークを構築する。このような事業を実施してきました。

成果としましては、観光地点の詳細を網羅した観光案内マニュアルがあります。各種イベントや市政番組、先ほどケーブルテレビでご紹介ありました「ほのかだより」等に出演しまして観光案内を実践するなど、そういった活動を通じまして、新城市の情報発信やPR活動に成果を発揮していると考えております。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 確認だけなんですけど、観光案内人育成というそういった言葉のところから、我々の中にも一つ考え方として当初想像しておったものの中に、例えば具体的ところを言いますと、豊川稲荷なんかにあるような地元の方が案内をされるという、具体的にはそういったものを描いていたところも若干あったんですが、お話を聞いておりますとマニュアルですとか、この辺地域一体穴場のような、いわゆる情報を求めてみえる方とか。

済みません、質疑に戻ります。

ということで、情報の共有化というようにところに力を入れてみえるのかなというところで、今後のそういった育成に反映をさせていく、いわゆる人の育成という、前の情報のデータベース構築といったことも言ってみましたけども、そういった段階に今立ってみ

えるのかなという理解をしているんですけども、今後のまた展開がここからあるというようなことも思っておってよいのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 今のご質疑から若干ずれるかもしれませんが、現状、私ども観光業務をやっております、常々、本当に観光案内業務というのが、来訪者の皆さんにいかんが大事で、必要で、誘客に結び付くかということとは実感しております。

それで本来の目的ですと、観光案内人育成事業につきましては、3年の事業経過した後何らかの形で案内人業務に携わる人材が育つということを想定しておりますが、実際、案内人業務を必要とする場所がどうかという問題がありますので、まだ具体的にどういった活用をするかということが決まっておりません。ただその分、観光案内人の方に頑張ってもらっていただきまして、観光案内業務というのが本当に一般にパンフレットに載っているような情報だけではなくて、細かな情報が必要だということがありますので、その辺を何らかの形で残していただくように、他の職員がそれを見て観光案内なり情報提供できるように、そういった体制を重点に臨んでおるところでございます。

○鈴木司郎委員長 横山行敬委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 5款1項1目の労働諸費、市民活動サポート事業、138ページ、市民活動へのサポートの充実の検証と成果は、お伺いします。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 平成22年5月よりしんしろ市民活動サポートセンターに、平日の朝10時から夜9時まで事務員を配置いたしまして、会議室利用の利便性が向上したと考えております。また、市民活動講座ですとか市民活動交流会、市民活動相談を通じまして、市

民活動団体へのサポート強化が図られたと考えております。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 昨年、この緊急雇用で1人補充するというときのお答えなんですが、そのときに聞いたお答えとしましてはこのように答えられています。「月1回の市民活動相談日だけでは市民の多様なニーズに対応できないことから、緊急雇用創出事業を利用して、市が30日から来年の3月31日までの月曜日から金曜日に相談員が常駐することで、市民活動に関するサポート事業及び市内における市民活動に関する情報収集が、日常的に実施できるように対応させていただきました」というお答えを部長から聞いてるわけですが、今お答えの中にこの緊急雇用で請け負ったというか、そこで働いている方は相談の充実をさせるために雇用をしたのではないですか。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 具体的には先ほど申し上げましたように、利用の受付業務をしながら相談業務も行っていったというのが現状でございます。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 ここで雇われた方は、NPOとか市民活動の相談を受けられる、相談をした方がきちんと受け答えができるような方をここで置かれたと認識してよろしいでしょうか。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 直接お答えできるような相談内容、例えばどういった活動があるかとか、どういった団体があるかというものについては、多分その場でお答えできたと思いますが、それよりも高度な質問等につきましては、企画課ですとかサポートの相談業務へご案内をしていたのではないかと推測されます。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 一応相談を受けたときに、次につながるような形で持っていける方が窓口に座ってみると認識するんですが、広報ほのかで見ますと、昨年1人こういうふう雇用したにもかかわらず相談日が月に一度しか載ってないということがありますが、その辺につきましては市民にこれはきちんと返ってないんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 広報に載せている業務については、相談事業として委託している部分だけでしたので、済みません、毎回どんな業務でも相談を受け付けておったという状況ではございます。

よろしくをお願いします。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 市民活動は、大変大事だということで1人雇用したと思われるんですが、残念なことに相談員を1人増やしたにもかかわらず、昨年度NPO法人が一つ閉じてしまいました。この辺につきまして、こちらのNPO法人からここへの相談がされて、それをきちんと受けていたのかということにつきましては、どのような状況を把握してますでしょうか。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 現在、相談内容についての詳細な内容について把握しておりませんので、お答えできませんのでよろしくお願いいたします。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 これから、今いろんな進めていく事業に当たりまして、このNPO法人、また市民活動、大変重要になってくる中で、今企画課の方が大変さまざまな業務をやりながらこの市民活動の、また業務をしていくという中で、大変難しいのではないかと推測されます。その中でいろんな市町村見ますと、市民協働課というような

ちんと形を、そこで連携してやっていけるような課を設けているところがありますが、そのような課をこれから設けていきたいとは考えていないでしょうか。

○鈴木司郎委員長 少し離れていきますので。

○前崎みち子委員 そういう思いです。終わります。

○鈴木司郎委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

歳出5款労働費の質疑を終了します。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時56分

○鈴木司郎委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、6款農林水産業費の質疑に入ります。

質疑者、山田たつや委員。

○山田たつや委員 歳出6款1項2目農業総務費、農業総務一般事務経費、142ページ、愛知東結婚相談所負担金について、その成果と今後の新しい計画、時代に合ったことをされておりますか。

○鈴木司郎委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 この負担金でございますが、平成6年度から新城・北設楽地域の独身者の解消を図るために、愛知東農業協同組合が事務局となりまして、専門相談員2名、協力相談員15名の17名体制で活動しております。その経費をそれぞれの市町村と愛知東農協で負担し、男女の交流会等を通じて成婚に結び付けるため実施しております。

成婚者の実績ですが、今までに78組、昨年

22年度は4組がめでたく成婚されております。

また、内容につきましては、毎年イベントやお見合い相談等を行っております。

○鈴木司郎委員長 山田委員。

○山田たつや委員 全国でも同じような問題があると思うのですが、新城市特有のこういう事業で何か妙案があるようでしたら、一つお願いしたいんですけど。

○鈴木司郎委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 事務局が農協となっております。年に一度、相談員等の報告を我々受けておるところでございます。毎年イベントの参加者や、結婚相談につきましては毎週土曜日の午前中に行っておるわけでございます。妙案というのはなかなか見当たりませんが、年々相談される数が減っているのは実情です。

○鈴木司郎委員長 山田委員。

○山田たつや委員 制約しているということで、私たちが協力しないといけないと思いますが、観光や歴史、そういう文化の新城市にぜひとも農協ともにお願したいと思っております。

○鈴木司郎委員長 山田たつや委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 一般質問等でも理解をするところでございますけれども、質疑をしたいと思っております。

歳出7款1項2目商工費、商工振興費、別紙152ページの南部企業団地とインター周辺企業団地に係る誘致はどのように進められたかお聞きします。

○鈴木司郎委員長 松山立地課長。

○松山立夫立地課長 平成22年度の誘致活動

につきましては、東京をはじめ、大阪、名古屋、浜松等において開催されました企業誘致説明会、企業誘致フェア、愛知県産業立地セミナー等に出展・参加するとともに、企業訪問を延べ165回、ダイレクトメールを700件発送するなど、情報の発信、収集に努め、新城南部企業団地の紹介、新東名高速道路の開通による交通アクセスの向上、インター周辺開発計画等を説明するなど、本市の魅力や優位性を積極的にPRし、誘致活動に努めてまいりました。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木眞澄委員 今も申しあげたんですけど、土地利用計画図の作成、進捗状況が計上されておるんですけど、目標達成が91%ということで、達成できなかった理由についてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 松山立地課長。

○松山立夫立地課長 土地利用計画図につきましては、後ほどご回答させていただきたいと思います。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員、質疑に疑義のあるものでお願いします。

鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳出7款1項3目観光振興費、観光宣伝事業、154ページ、事業による宣伝内容と効果の検証についてお伺いします。

○鈴木司郎委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 観光宣伝事業の支出の主なものにつきましては、愛知県観光協会の負担金と既存の印刷物、具体的に言いますと作手高原観光マップ、長篠の戦い史跡めぐりコース、鳳来寺山ハイキングマップ、名瀑と東海自然歩道、こういったパンフレットの増刷費用でございます。

県の観光協会の負担金につきましては、県内の全市町村が拠出しておりまして、県内に内外の観光客を誘致し、観光事業の振興を図り、地方文化の向上と県民の福利の増進とい

うことで、ホームページの愛知県観光ガイド、月刊広報誌「旬感観光あいち」等の観光印刷物の発行をはじめとして、プロモーション活動等により市の観光情報の発信が広く行われているというように思っております。

また、観光マップにつきましては、一時期は白黒コピーで対応していたのですが、見ばえも悪く、細かな部分がわかりにくいということがございましたので、カラー版で増刷したものでございます。

なお、効果の検証につきましては、具体的な判断指標を持ち合わせておりませんが、観光案内に関する問い合わせや観光マップが非常に早くなくなっていくという、需要が多いということ、効果は十分に出ていると考えております。

○鈴木司郎委員長 下江委員。

○下江洋行委員 印刷製本費として作手高原観光マップや長篠合戦についての長篠史跡保存館等のパンフレットをつくられたということですが、これらの印刷物、これは集客に向けてのツールになると思うのですが、市内の観光施設、これは公共の施設のみならず民間の施設等についても設置をし、見ていただけるような工夫、取り組み、こういうことはされているのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 もちろん市全体のパンフレットについては各施設にございますし、施設間におきましては、特に長篠城址史跡保存館や設楽原歴史資料館、そういったところとは同じような資料を共通で融通して持っておると。それから、道の駅などにも随時置くようにしております。

○鈴木司郎委員長 下江委員。

○下江洋行委員 他市と単純に比較はできませんけれども、観光に力を入れるという市の取り組みとして、大変多彩なPRのためのツール、印刷物を含めてされている、例えば蒲郡市のような自治体も近隣にあります。それ

に対して観光宣伝事業としての予算、決算の数字を見ると、県の負担金というのが大きな額になっており、やや少ないのかなというところは昨年も思っていました。

そんなことでありますので、今の決算で出てきました数字、金額において、観光に力を入れるという観点で十分なPRのための印刷物、パンフレット等も含めて作成ができるものと考えられていますでしょうか。

○鈴木司郎委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 予算の関係については、なかなか難しいところがございますが、確かにお客様のニーズというのは多様化しております、総合的なパンフレットも確かに必要なんです、その目的に応じたパンフレットも必要となっておりますので、その辺は一度市の観光パンフレット全体を精査する必要があるかと思いますが、めり張りの付いた観光パンフレットを作成していきたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 歳出8款4項2目都市公園費、野田城大橋付近河川敷公園整備事業、164ページです。公園整備事業内容を教えていただきたいことと、整備後の利用効果をどのように考えているか、よろしく申し上げます。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 野田城大橋付近河川敷公園の整備内容ですが、これまでにサツキ及びツツジといった花木、シバザクラやクラピアといったものを試験的に植栽してまい

りましたが、現在のところ定着率が低い状況になっております。こうしたこともありまして、平成22年度は草刈りなどの管理事業のみとなっております。

整備後の利用効果につきましては、この公園を整備するまでは竹林であったことから、野田城大橋に合わせて橋梁の上下流部を一体的に景観整備できたという点では、一定の効果があったものと考えております。

しかしながら、河川敷公園としましては花木も定着しておりませんし、アクセス道路も乗用車がやっと通れるほどの幅でありますことから、多くの方が利用していただける環境とはなっておりません。今後は利用効果を高めるために、アクセス道路の検討とともに公園内の整備を地道に行ってまいります。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 この130万円余という決算額の中で、今お話を聞いていると、いろいろと整備を過去もしてきたけれども、今回は草刈りと花木、そういう整備であったということですが、現実に130万円も草刈りに費用がかかっているのですか。130万円の根拠というか、事業内容を教えていただきたいと思えます。草刈りで130万円ではないと思うので、よろしく申し上げます。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 支出額の約130万円については、その公園に係る賃借料でございます。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 整備事業で賃借料、名称が整備事業。公園内を整備する費用かと思っていたら、賃借料ということでした。同じ款項目、区分内容でいけば、確かに使用料や賃借料のところに出てくるのですが、事業名が何か、私は公園整備がまだ途中でやっているのかと思ったのですが、今のを聞いたらほとんどが賃借料という話ですが、では22年度に1年間で出した賃借料の内容、例えば月に幾ら

で、平米単価は幾らで、どういう方から借りているのか、内容を教えていただけますか。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 内容でございますけれども、この公園の面積は全体で約2万3千平方メートルございまして、その中に一畝田財産区も含まれておりますので、一畝田財産区については無料で貸していただいております。その一畝田財産区も含めまして、地権者の方が10名いらっしゃいまして、1名を除いた9名に借り上げをさせていただいているところです。

平米の単価を申しますと、1平米当たり年間75円となっております。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 1年間で平米75円でよろしいですね。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 1平方メートル当たり75円です。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 それでは、公園の利用効果というのを今聞いたのですが、非常に利用効果があるというのですが、現実、私が野田城大橋を通っておってもそうですし、答弁の中にもあったんですけども、ほとんど人が公園に入る、整備途中だと言われればそうだと思うのですが、どうも1年間で整備した形跡もない、花木を植えているという形が強いですけど、公園を利用している人というのはほとんど見かけないです。確かに、入口がどこにあるかもはっきりわからない。年間130万円もの賃借料を払いながら、市民の皆さんがほとんど利用されていない。なおかつ、草がぼうぼうになってきているもので、草刈りをどこかに依頼したというお話を受けたんですけども、実質市民が利用しない公園で、しかもあれは河川敷の一部になるのかなと思うんですけども、そういうところで市民が利用できる効果をあらわすためにはどうしたら

いいかということを考えていただきたいと思うんです。

そんな点でいくと、道路上から私がいつもあそこの道を通っても、どこにこの公園があって、どうやって入るのかというのが全然わかっていません。でも、結果的には決算で130何万円を出しているのですから、利用効果があったと言うなら、あった人たちというのはどうやって利用したのかわかりませんが、犬や猫が利用したのかわかりませんが、もっと整備効果を上げていただきたいんです。

それにはどうしたらいいかということは今後の中で考えるのは、一つは案内看板です。それから、照明一つないんです。冬場になると、5時か6時ぐらいには暗くなりますし、もう少したてば夕方には真っ暗になってしまふ。入っていく道は雑木林、車も通れないような状況になっていて、中は草ぼうぼうだということで、非常に私から見れば無駄に税金を使っていると感じがしますので、その辺の見解だけお願いいたします。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 最初の答弁でもお答えしましたように、決して利用がしやすい状況にはなっておりません。そのためには、今一番問題になっているのは、そこに行くまでのアクセス道路が狭小でありまして、車は通れるんですけども、道路の状況が余りよくないということが一つと、先ほどご指摘がありましたように看板もないということもありますので、まず公園そのものを大きな経費をかけて整備するには、やはり使っていただいてこそ経費が生きてくるわけですから、進入路をどこへ求めるのかということをはっきりと早急にさせなければいけないと私は思っております。

一番使っていただけるのは地域の方々ですので、21年度の議会でのご質問にもありましたように、地域の方にとって使いやすい公園

にする考えはないかという話もございましたので、地域の皆さんが使いやすいような公園整備はどういったものなのかということを含めて、アクセスについては地権者の意向もありますので、その辺も同時に解決していけたらと思っています。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 本当にせっかくの公園ですし、税金も投入して、維持管理費が草刈りだけならそんなにかからないと思いますけども、今2万3千平米という面積ですと相当維持管理費がかかってくる、まだまだこれから整備しなければならない。その整備したものに対して、当然維持管理がかかります。それに対する対価として市民が多く利用してくれれば問題なくできますけれども、そのために利用効果を上げるために今後しっかり考えていただきたいということをお願いします。

最後に、市と甲乙契約している民間人と一畝田財産区、この賃貸借期間は何年間有効であるのか教えてください。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 この期間は101年になっております。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 通常の賃貸借契約101年、それはどういう根拠というか、何に基づいて、どういう賃貸借契約をしたんですか。101年にした根拠を教えてください。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 これについては、公園として計画に位置付けられておりますし、将来的に公園として使用していくという考え方から、そういう年度になったと理解しております。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 答弁の内容がよくわからなかったんですけども、もう一度、どういう根拠というか、条例の内容に基づいて、相手が財産区なのはいいですが、個人に対する

101年というのはどういう根拠なのかもう一度教えてください。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 条文というのは、法律の条文というふうに理解していいと思うのですが、法律的にはそういった規制というか、そういったものはないと思いますが、契約を交わしたときの双方の合意によってなされたものではないかと思っております。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 ということは、新城市とそれぞれ9名の個人の方が101年という賃貸借期間を同意されたということですね。

ありがとうございます。終わります。

○鈴木司郎委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 同じところでございます。

昨年もこの件は聞いて、今年は嫌みを言うのが少なくなってよさそうなんですが、一点だけお願いします。

整備前提の、101年かけてでも賃借料だというふうに理解してもよろしいでしょうか。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 そのときは河川の改修ということもにらみつつ、話の中では買収のときはお返しするということがあったようです。整備事業ということで、今後も引き続き整備をしていくという考え方でおります。

○鈴木司郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 契約というのは101年ずっとされるのか、契約解除はできるのかどうか、そこも改めて教えてください。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 契約行為でございますので、市から一方的に解約することは難しいと思いますが、仮に公園を公園として使用しないということになれば、地権者の方と合意のための協議を行っていくというふうに理解しております。

○鈴木司郎委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

この際、暫時休憩します。午後は1時30分から再開します。

休憩 午後0時20分

再開 午後1時28分

○鈴木司郎委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、歳出9款消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 歳出9款1項3目災害対策費、防災学習ホール管理事業、170ページでございます。

年間の目標値を達成できなかった理由は、また今後の防災PRをどのように計画されているかお尋ねいたします。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 この目標値でございますが、開館初年度の年間利用者数を基本として設定しております。この開館当初に多かった団体利用が近年になって減っているのが目標値の達成できなかった主な理由と考えております。そのうち特に自主防災組織の利用が少ない現状がありますので、この関係者への利用促進を今後重点的に進めてまいりたいと思っております。

昨今、市民の防災に対する意識が高まっていると思われますので、自主防災組織の研修の場としての活用を今後推進するとともに、防災特別展、消防防災フェスタ等の開催によりまして利用者の増加も図ってまいりたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 せっかくできた防災ホールでございますので、恐らく年間の維持管理費は、入場者が入ろうが入らまいが一定額の管理費が出ていくと思いますので、ぜひ今後とも、特に3・11以後、地震に関する新都市の状況も変わっておりますので、ぜひ利用者増進をお願いします。

次にいきます。

歳出9款1項3目災害対策費、家具転倒防止用具普及事業、172ページ。

当初予算に対して普及率が低い結果となったが、その理由は。また、3・11大震災以降の取り組みは、お願いします。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 この家具転倒防止普及事業でございますが、条件といたしまして満75歳以上の高齢者のみで構成する世帯や一定の基準に該当する身体障害者、介護保険法の規定による要介護者のいる世帯、このような条件を対象といたしまして平成18年度より実施をしております。年々利用件数が減少しているのが現状でございます。

原因として考えられるのは、制度発足から既に5年が経過しておりまして、この制度自体の認知度が低くなってしまったのかなと考えられます。また、平成21年12月より、新たに災害時要援護者避難支援制度に基づく台帳登録をされた方の世帯を新たに対象とするように要綱改正を行ってまいりましたが、この内容も対象者に対して徹底がなされていなかったかと思えます。

3月11日以降の取り組みでございますが、これは県費補助事業でございますが、年度末で間に合わなかったというところがございませぬ。今後、今年度の実施に当たりましてはPRを徹底的にやっていきたいという、広報紙、市のホームページ、特に民生委員さん等の協力もいただきながら促進をしてみたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 22年度、目標値が50件で、成果報告書によると実施が2件、本当に寂しい限りでございます。特に3・11以降、地震に関する、特に75歳以上の高齢者の世帯、独居老人等いろいろあると思えますけれども、もう少し制度の改正等も踏まえて、次年度以降しっかり地震対策、家具転倒防止対策に取り組んで、PRもしっかりして、新城市の安心、安全のために努めてください。

○鈴木司郎委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

なお、委員の皆様をお願いいたします。発言の際は、最後に要望、お願い等にとどめる発言は控えていただきたいと思います。

2番目の質疑者、森 孝委員。

○森 孝委員 それでは、第106号議案、平成22年度新城市一般会計決算認定、歳出について、9款1項1目福利厚生・研修事業、168ページについてお尋ねします。

消防職員の資質向上となる各種実習及び研修の成果をどのように分析しているのかお尋ねいたします。

○鈴木司郎委員長 宮部消防総務課長。

○宮部憲蔵消防総務課長 実習や研修の成果の分析についてのご質疑であります。はじめに、救急活動関係であります。救急救命士の養成研修をはじめといたしまして、薬剤投与が実施できる救急救命士の養成、救急隊員の技術向上のための講習会参加や、毎月愛知医大と聖隷三方原病院で実施されるドクターヘリの活用に伴う症例検討会に参加するなど幅広く研修等に参加し、救急活動に役立てております。

特に薬剤投与が実施できる救急救命士の養成につきましては、当面の計画として各署所4名の資格者を配置することとしており、これにより蘇生されるケースが増えるものであり、期待される効果の一つと分析しております。

また、ドクターヘリの症例検討会において

も、医師から直接活動状況について検証が行われることから、これを各署所の救急隊員に情報伝達することにより、救急隊員の技術向上に役立てており、検討会参加による効果が十分にあらわれているものと分析しております。

救急関係以外では、近年の多様化する救助事案に的確に対応するため、専門的な知識を習得した救助隊員の計画的な育成に取り組んでおります。

また、幅広く消防活動や救助活動が行えるよう、硫化水素事故などの特殊災害や水難救助事故に対応するための講習会への参加、潜水士の養成などに取り組んでおり、こうした研修で得られた知識や技術は本市の職員研修や訓練等で職員にフィードバックしております。これらの成果といたしましては、通常の災害等、本市だけで活動している場合はその成果がわかりにくいものと考えますが、先月行われました総合防災訓練においても、本市の指揮隊、救助隊、消防隊の訓練活動状況においても、他市の消防隊、救助隊等と遜色なくきびきびとした活動が行えたものととらえており、高速道路上での火災等、他市の隊と連携した災害活動現場においても同様に訓練や研修の成果があらわれた現場活動が行われているものと分析しております。

○鈴木司郎委員長 森委員。

○森 孝委員 各種実習及び研修の成果については、今お話をいただきましたが、少数精鋭、必要最小限の人員による班編成をしていることから、一人ひとりに要求される技術は多岐にわたると思われ。こうした状況の中、各職員においては業務に必要な資格への受講、または取得状況についてはいかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 宮部消防総務課長。

○宮部憲蔵消防総務課長 消防の業務に必要となります資格の受講や受験、取得状況ではありますが、22年度におきまして救急関係では、

救急救命士の養成を1名行いまして、合格発表のあります23年度当初の救急救命士の数は27名となりました。また、救急救命士が薬剤投与を行うための資格取得に5名の救急救命士が受験し、薬剤投与救急救命士は20名となっております。

救急隊員としての資格取得に3名、この職員は21年度に新規採用となった職員4名のうちの3名でありまして、他の1名は救急救命士の資格を持った職員であります。これによりまして、救急救命士を含めた救急隊員としての資格取得者は118名となっております。

また、救助関係では、救助隊員としての資格取得に2名、これによりまして現在15名の職員が救助隊員としての資格を有しておりますが、実際に現場で活動している隊員は現在11名であります。

このほか、潜水士の免許試験に1名、酸素欠乏硫化水素危険作業主任者技能講習に1名、小型移動式クレーン運転技能講習に1名、玉掛け技能講習に1名が受講しております。

事務面におきましても、予防事務を行う上で必要とされる予防技術者検定を1名が受講する予定でありましたが、3・11の大震災の影響で3月の試験日が延期となりまして、22年度の受講はできませんでした。

このように多岐にわたり資格取得をさせていただいております。資格取得者の確保につきましては、業務に支障が出ないよう今後も計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 森 孝委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、170ページ、9款1項3目災害対策費、防災学習ホール管理事業でございます。

学習ホールによる防災意識啓発・向上の検証はどのようにされているのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 平成20年度より会館いたしました防災学習ホールでございますが、災害の怖さを知り、防災について学び、今後の行動に役立てることを目的とした施設でございます。小学生程度の知識があれば、楽しみながら防災について学べることをテーマといたしております。毎年市内の小中学生が大勢社会学習の場として利用していただいております。子どもを通じて家庭内の防災意識の啓発に役立っているものと考えます。

一方で、先ほどもお答えをさせていただきましたが、自主防災組織の利用が少ない現状がございますので、今後こちらの方面の利用を積極的に呼びかけていきたいと考えております。

また、防災特別展なども開催いたしまして、一般市民の利用も促進してまいります。

○鈴木司郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 やはり言われたとおり、市民の多くの方に学習ホールを使っていただきたいと思っております。

消防の人員が少ない中、こうした考え方がいいかどうかはわかりませんが、学習ホールだけでなく、AEDを含む初級救命講座や署の案内、今はやりのセット売りというんですか、そうしたことも考えられたのか、また考えられていくのか、そこら辺をお願いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 防災学習ホールは防災対策課が管轄しておりまして、AEDの講習や署の視察見学は消防署が担当しておりますが、そういう申し込みがあったときには必ず署の見学はどうですかとか、署の見学に来られるときには防災学習ホールの見学はどうでしょうかというようなお声はかけさせていただいて、ローテーションで半分ずつに分けて総合的に両方とも見ていただくような対応の仕方は今まででもやっております。

○鈴木司郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 私も何年か前に地元の方々とそのような対応をしていただいたのですが、先ほど言ったように、そのセットと合わせてAEDや初級救命の講座も受けたという場合は、対応もできると理解してよろしいでしょうか。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 救命講習、AED講習というのが時間がかかります。3時間程度の時間がかかるものですから、その辺の時間を考慮していただければ、十分対応は可能でございますので、その辺も今後PRをしていきたいと思えます。

○鈴木司郎委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、横山行敬委員。

○横山行敬委員 それでは、歳出10款1項3目あすなろ教室開設事業、174ページについて質疑させていただきます。

これまでの成果をどのように分析してみえるか、お願いします。

○鈴木司郎委員長 小西学校教育課長。

○小西祥二学校教育課長 あすなろ教室は週3回午後を開室していたものを、平成22年度より嘱託2名、臨時4名の指導員を配置し、月曜日から金曜日まで9時から15時まで、学校の授業日はすべて開室をいたしました。開室時間の拡大により、教室に通う生徒がほぼ学校生活のリズムを崩すことなく通室することができるようになりました。

嘱託2名が巡回指導員として学校に出向いて担任を支援することができるようになり、わずかですが通室率や復帰率の向上が見られ、成果としてあらわれています。

不登校児童・生徒がゼロ人となるのを目標に、各学校で教職員が一丸となって指導を行っております。学校の取り組みを支援し、不登校となった児童・生徒の学校復帰につながるよう本事業に取り組んでいます。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 あすなろ教室は不登校の子どもさんが学校に復帰できるようにということで、ご答弁いただいたようにゼロ人となるのが一番望ましいということなんですけれども、一点確認させていただきたいのですが、来られている子どもさん以外に現在学校に通えていない子どもさん、あすなろ教室にも来られていない状況になっている子どもさん、その辺について把握して見えるのかお願いします。

○鈴木司郎委員長 小西学校教育課長。

○小西祥二学校教育課長 現在というご質疑でございましたけれども、平成22年度の決算状況で申し上げますと、通室率、いわゆる不登校者数を分母にし、通室した者を分子としたときの数が25.6%、およそ4分の1ということでございますので、4分の3については学校にもあすなろ教室にも足が運べていないと。ただ、そうは言っても、完全な欠席者だけが不登校にカウントされていませんので、学校にも一部通っているということで、4分の1程度があすなろ教室で対応させていただいていると、そのようなお答えでよろしいでしょうか。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 あすなろ教室の生い立ちと言いますが、一つの民間の活動というか、草の根的な活動で極めて小規模にやってみえたところから、こうした形で市の事業になったということで、もともとのスタートがそういった、今担当してみえる方の中で目的や考えを持って進めてこられたものだと思うんですけれども、この点について少し気になったところが、民間でやっておられれば当然フッ

トワークも軽いものですから、各ご家庭に赴いたりだとか声をかけやすかったりということをお聞きしたんですけれど、これまでやってこられた担当者の人たちとの間でそういったやり方についての協議というのは、22年度にされてこられたかだけ確認します。

○鈴木司郎委員長 小西学校教育課長。

○小西祥二学校教育課長 今ご指摘のように、指導員6名、常勤2名と非常勤4名を配置させていただいておりますが、担当指導主事と連絡を取りつつさせていただいております。

なお、22年度が先ほど言ったように、常時開室にした1年目でございますので、その反省を生かし今年度実施しておりますので、今年2年目の成果等の検証で翌年度以降、また考えてまいりたいと思います。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 最後に一点だけですが、身内に不登校や障害を持っていたりする家庭であれば、だれも考えるところだと思うのですが、学校復帰ということを目標にしているあすなる教室なんですけど、進路ということを考えますと、当事者本人は当然のことながら、先ほど担任の先生の応援というか、そういったこともお聞きしましたが、保護者に対してのそういったところについては、22年度において何かそういった行為があったとか、検討されていることがあればお願いします。

○鈴木司郎委員長 小西学校教育課長。

○小西祥二学校教育課長 あすなる教室そのものでは保護者の方へ直接の対応をさせていただいておりますが、ご相談があった場合に学校を通じて対応させていただいているという形がメインでございます。

なお、送り迎えを一つの基本にさせていただいておりますので、その際に指導員からご相談を受けるといった形を取っております。

○鈴木司郎委員長 横山行敬委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 10款5項1目社会教育総務費、生涯学習推進事業、184ページ、親水エリア監視委託料について。

監視付き親水エリアを市内3カ所設けましたけども、子どもから大人までの生涯学習上の効果、または運営上の評価を伺います。

○鈴木司郎委員長 小石生涯学習課長。

○小石清人生涯学習課長 ご質疑の親水エリアでございますが、子どものころから新城のすばらしい自然に浸り、ふるさとのよさを体感いただくため、水がきれいでも比較的浅瀬で安全性があり、地元のご理解をいただいた市内3カ所、場所といたしましては新城牛倉地内の大宮川、鳳来川合地内の乳岩川、作手善夫地内の菅沼川の一定区間30メートルほどでございますが、親子せせらぎエリアとして設定し、平成21年度から夏休みの期間中の約2週間にわたり、市民の皆様にご利用いただいております。

この事業は、本市の生涯学習推進計画のうちの里山活動に当たるもので、子どものころから新城のすばらしい自然に浸り、親しむことにより身近な自然環境を理解し、その豊かさを認識いただくことができます。

また、運営上の評価といたしましては、作手の菅沼川は愛知県より親水護岸として整備されていましたが、県道沿いで交通量が国道301号と比べ少ないことから、余り知られることなく利用も少なかったと想像されます。これは親水エリア設定初年度の利用が、お盆の8月13日から16日に集中していることから伺えますが、2年目の平成22年度におきましては7月31日の開設初日から利用者が多く、全体的に分散化され、利用者の認知が進んだあらわれではと思っております。

また、家族での夏休みの一つの過ごし方を提案できたかと思っております。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 この親水エリアを3カ所設けたもともとの目的というんでしょうか、意

味の一つに私は市民プールの代替場所というような意味合いがあったのかという記憶があるわけですが、それがそうだとすると、その点についての評価はどのようなのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 小石生涯学習課長。

○小石清生涯学習課長 この事業でございますけれども、平成21年度の5月の臨時議会のときに予算を初めて計上させていただいております。その折にも、これにつきましては生涯学習推進計画のうちの里山活動ということで、市民に憩いといいますか、そういったものを感じていただくということで上げておまして、その席でも市民プールとは関係ございませんということでお話をしているかと思えます。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 わかりました。

それから、里山活動というか、親と子どもが水に親しむという目的があるわけですが、市が設置するという意味合いで監視員が必ずそこにいなくてはいけないという親水エリア以外というか、監視員がいないエリアというものは考えられなかったのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 小石生涯学習課長。

○小石清生涯学習課長 親水エリアをご利用いただくにつきましては、当然ながら自己責任においてご利用いただくというのが基本にあるわけですが、何にしましても教育委員会として市民の皆様にご案内することによって、初めての事業でもございますので、より安全性を確保するという意味合いから監視員を置かせていただきました。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 運営上の評価として、23年度に行ってしまうわけですが、今年は1カ所やられたような話があったかと思えます。ということは、21年度、22年度の評価上で何か問題があったのかという気がするのですが、どうでしょうか。

○鈴木司郎委員長 小石生涯学習課長。

○小石清生涯学習課長 23年度のお話になるかと思いますが、これにつきましては予算上の関係と、ほかの2カ所についての利用状況等を踏まえて、23年度については1カ所に絞らせていただいております。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 そもそもが予算上ということ、いわゆる運営上でとても大変でやられていないとか、安全上なかなか目が届かないというような評価はなかったということでしょうか。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員、22年度の決算です。

○鈴木達雄委員 これで終わりますけれども、そもそも親水エリアという目的と、安全を主とした部分、その辺がなかなか相反する部分があったと思いましたので、市としてこれからの、22年度の事業として評価というものをこれから考える上で非常に大切ではないかということで質疑しているわけでございます。

親水という水に親しむ部分、それから安全を保障していくという部分、その評価としてこれから継続していく事業なのかどうかというあたりが引っ掛かって、その考え方を確認したかったということですが、どうでしょうか。

○鈴木司郎委員長 小石生涯学習課長。

○小石清生涯学習課長 実施の目的といたしましては、地域のよさを知っていただくということでいいかと思えます。今後の継続という面につきましては、23年度も実際実施しております。これで初年度から3年を迎えましたので、今年度の状況も踏まえた中で検討を加えたいということを考えております。

○鈴木司郎委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、山田たつや委員。

○山田たつや委員 歳出10款6項1目保健体育総務費、体育指導事業、190ページ。

体育指導事業は、健康維持のためと全国に

発信するグラウンドゴルフ等の指導員育成と思われるが、これからの地域担当者や若い指導員を育てたか。また、新しい計画は、お願いします。

○鈴木司郎委員長 夏目スポーツ課長。

○夏目昌宏スポーツ課長 保健体育総務費の体育指導事業は、スポーツ振興法第19条及び新城市体育指導委員に関する規則などに基づく体育指導委員の活動に係るものでございます。

市民のスポーツの振興の普及を図るため、市の非常勤特別職であります体育指導委員に対して各種研修や講習会への参加を積極的に推進し、広範にわたる研修や多様な交流を通じ、情報収集などを行うことにより広い視野を培い、住民に対するスポーツの実技指導の技術の向上を図るとともに、体育振興会などからの依頼による実技指導やスポレク祭、子どもスポーツクラブなどにおいて、その指導力を発揮していただきました。

体育指導委員は任期が2年で、17の選出単位から推薦をいただいております。現体育指導委員は30代2人、40代10人、50代5人、60代13人、70代2人でございます。また、経験年数は1年目が9人、3年目が8人、5年目が4人、7年目が3人、12年目以上が8人でございます。市体育指導委員実技研修会をはじめとする各種研修会や会議、大会への参加などにおける活動や、交流を通じて経験豊富な体育指導員から経験の少ない、また若い体育指導員へその知識、技術は引き継がれているものと考えております。

○鈴木司郎委員長 山田委員。

○山田たつや委員 いろんな体育指導をしていただいて、健康維持のために頑張っていると思いますが、最近、新城発信で全国に有名になったグラウンドゴルフ、これが少し衰退しているのではないかという意見があるのですが、どうでしょうか。

○鈴木司郎委員長 夏目スポーツ課長。

○夏目昌宏スポーツ課長 この決算につきましては、先ほど申しましたとおり、体育指導委員の活動に係る部分ということでございます。今、ご質疑していただきましたグラウンドゴルフの関係でございますけれども、体育指導委員につきましてもグラウンドゴルフ協会等にもかかわっており、活動を続けておるといところでございます。グラウンドゴルフの指導員につきましては、グラウンドゴルフ協会が国にあります社団法人の日本グラウンドゴルフ協会の中央研修を受講して、その資格を与えられた普及指導員の方が市民などからの要望により地域に出向いて実技講習等を行っておるといことでございます。

衰退してきているのではないかというところではありますが、桜淵公園等におきましていろんな大会等、例えば7月に決戦場まつりのグラウンドゴルフ大会を全国に声をかけて行っていただいております、1千人余りの参加者にお越しいただいておりますということを聞いておりますので、衰退しているというように私は感じておりません。

○鈴木司郎委員長 山田委員。

○山田たつや委員 ちょっと言い方が悪かったです。芝生広場の草が大分伸びておりまして、そう感じたところがあったものですから。

環境を整える、そういう方向もこれから検討しておられるのでしょうか。中市場のところは横浜ゴムがグラウンドゴルフのためにそういうところをやっているんですが、新城市は先ほどの芝生広場等、そういう環境を整えるようなことも…。

○鈴木司郎委員長 山田委員、答弁に疑義のあるところを聞いていってください。

○山田たつや委員 わかりました。終わります。

○鈴木司郎委員長 山田たつや委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩をいたします。

**休憩 午後2時02分**

**再開 午後2時03分**

**○鈴木司郎委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、歳出総括の質疑に入ります。

質疑者、丸山隆弘委員。

**○丸山隆弘委員** 2点お尋ねします。

1点目ではありますが、電子入札の運用や公開見積制度導入によりまして、どのような効果をもたらされましたか。

また、小規模契約希望者登録制度がございました。この積極的な活用対策というものは図られたのでしょうか。

2点目ではありますが、市長マニフェストの決算時における達成評価についてお伺いします。

**○鈴木司郎委員長** 森田契約検査室長。

**○森田義美契約検査室長** 本市におきましては、平成19年度から試行導入いたしました電子入札、平成22年度から導入いたしました公開見積制度、通称オープンカウンターと言っておりますが、あいち電子調達共同システムを使用して常に入札等の事務の透明性、競争性の向上、並びに公正性の確保を図りながら実施しております。

電子入札の効果といたしましては、受注者側、発注者側、それぞれに入札等の書類作成等に関する時間、経費の削減、利便性の向上が図られるというようなこと、また電子システム上での自動落札判定が行われるというようなことで、入札事務の迅速化や正確性、入札参加者が一堂に会する機会の大幅な削減が図られますので、不正行為の抑止といった面

が図られるという、公正な入札執行の環境が整えられたと考えております。

次に、小規模契約希望者登録制度でございますが、この制度は平成20年度から施行しております。入札参加資格のない業者で、契約金額が50万円未満の少額のもので内容が簡易な工事、修繕、物品等の発注・施工を希望する業者の方々に登録をしていただいております。ところでございまして、現在68の業者の方に登録していただいております。

活用対策ということでございますけれども、少額発注は原則主管課で行っております。発注事務に関しまして庁内システム上で業務ごとに対象業者が閲覧できるシステムとなっておりますので、適正な業者選定に利用しているということでございます。

なお、業者への登録案内等でございますが、市ホームページに掲載させていただいております。ところでございますけれども、今後とも制度のPRに努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○鈴木司郎委員長** 竹下企画課長。

**○竹下喜英企画課長** 市長マニフェストについてお答えいたします。

現在、第2期の市長マニフェストの評価は、市長の任期に合わせて行っております。基本的には毎年10月1日を基準に、その達成状況を庁内各課から把握し、その時点での市長による自己評価を行い、ホームページ等で公表を行っております。そのため、決算時でのマニフェストの評価は改めて行っておりませんので、よろしく願いいたします。

**○鈴木司郎委員長** 丸山委員。

**○丸山隆弘委員** まず、電子入札の運用について再度お尋ねいたします。

特に22年度主要施策成果報告書を見ますと、すごく細かく親切につくっていただいております。ですから、非常にこれだけでも勉強になったと感じております。大変ありがたいです。

この中にも電子入札のことが、今答えてい

ただいたようなことも含めて、るる書いてございます。特に電子入札の運用についてメリット部分をおっしゃいましたが、愛知県の電子入札制度、22年度の実績も踏まえて私は見させていただいたのですけれども、メリットについては同じようなことが明確に書いてございますが、新城市として電子入札のメリットはどうであったのかというところで、実感としてどんなメリットがあったのかというところを聞きたいわけです。基本的なところはわかります。競争性の向上や透明性、そういった基本的なメリットについてはわかるんですけれども、新城市として電子入札のメリットは、この間やってきてどうだったのか、その点についてももう一度確認したいと思います。

○鈴木司郎委員長 森田契約検査室長。

○森田義美契約検査室長 電子入札でございますけれども、19年度に導入してから、いろいろ制度を改正しながら21年度から完全実施ということで、競争入札案件につきましては100%電子入札でやっているわけでございます。この間、落札率等を見ましても、92%から95%ぐらいの間にこの2、3年は推移してございますので、特にこれによって落札率が下がったというような状況もございません。

これについては、特に従前から市内発注業者への発注拡大や分離分割による市内業者への受注機会の拡大、そういった制度を行っておりますので、競争性の中でもダンピングが行われることなく、適切な競争入札が行われたと感じておるところでございます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。

今度は特に22年度の実績、この成果報告書を見まして、電子入札の運用を図る上でちょうどデータが出ていたものですから、一般競争入札が61件で指名競争入札が89件、一般建設工事だけをとらえて今言うのですが、全体で150件あったということなんです、今年の事例で言いますけれども、さっきの山吉田

地区の小学校の建設工事については、予定価格を事前公表されたということでされたわけです。その結果によってどうであったかということは一般質問でやりましたけれども、一般競争入札と指名競争入札の中で、22年度に事前公表された経緯は何件ありましたか。

○鈴木司郎委員長 森田契約検査室長。

○森田義美契約検査室長 予定価格の事前公表につきましては、一般競争については合併時からやっております。指名競争については平成22年度4月から事前公表をやっておりますので、よろしくお願いたします。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 事前公表についてのメリットとデメリットが両方あると思うんです。基本的に電子入札、先ほどお答えの中でありましたように、公共事業の競争性を図るとというのが一つのメリットとして最初の答弁で答えていただきましたけれども、この公共事業に対しての競争性が図られるかどうかというところの反省点で22年度を振り返るわけでありまして、幾つかあったということでありまして、予定価格の事前公表をやったおかげで、今年の結果だけを見ますけれども、結果がわかるわけです。結果がわかって、どうやって競争をあおるのかと、競争性がないじゃないかという疑問点が浮かび上がってくるわけです。

また、それぞれの建設業者の皆さんが予定価格を公表することによって、これはデメリットで指摘しておきますけれども、とにかく見積もりをしなくなるのは事実なんです。役所の皆さんが見積もってくださいということで説明会をやって、参加される業者の皆さんにお渡しするわけです。それで果たして見積もるかどうか。予定価格が公表されておると、逆のデメリット部分が生まれてくると。競争を行わない事態が起きてくる。

愛知電子入札制度のところを見ますと、メリット部分は明確に謳ってあって、きちんと

書いてあります。果たして本当にそうなのかどうか。

逆に、事前公表をすることによってメリット部分もあるんです。過去の事件などがありました。行政、市が業者と癒着して事前に内緒で情報を入れることによって予定価格をお知らせしちゃうという事件もありましたので、それを防ぐための事前公表というの、過去にあって今日に至っていると思うんです。

だから、あえて電子競争入札におけるのメリット部分について、大いに発揮する方法として、逆に事前公表でいいのか、事後公表、入札が済んでから公表しますという、逆に競争心をあおるということも必要じゃないかと。また、最低制限価格の設定を逆に今度は公開してしまうという部分もあるかと思うんですけども、その辺の総合的な検討というのは、22年度においてこれだけの公共事業をたくさんされているものですから、その都度、その都度、厳密にチェックをなさったかどうか確認をしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 森田契約検査室長。

○森田義美契約検査室長 まず、1点目の事前公表の競争性の話でございますけれども、当初、委員のおっしゃるとおりに、職員への予定価格の調査といたしますか、そういったことで不正な事実が生まれるというようなことで、事前公表を導入してまいりました。

そういったこともございますけれども、新城市としての事前公表の取り組みの姿勢としましては、透明性と公正性の高い入札制度を確保したいというようなこと、それから競争入札への参加の判断基準となるようなこと、採算性が見込めない入札を回避できることや採算業務の業者側の負担が図られるようなこと、入札不調の減収による適切な発注資金の確保、並びに複数回の入札による入札参加者、発注業者の負担の軽減が図られること、このようなことで事前公表を行っております。

次に、デメリットの件でございますけれど

も、業者が積算をしないのではないかとというようなご質疑もございましたが、予定価格の事前公表に伴う弊害につきましては、入札参加者の積算能力と見積もり努力を損なわせるというようなご指摘も確かにございますが、その対応といたしましては、指名競争には工事費内訳書というものを事前に出していただくこととなります。その内容につきまして、私どもで内容をチェックいたしまして、そういった積算をしないで入札をするというような事態をチェックしておりますので、よろしく願いいたします。

それから、最低制限価格の問題でございますけれども、この件につきましては昨年度、最低制限価格で落札した工事が7件ほどあったと思います。これは市内業者だけではなく、ある程度愛知県内、東三河等の業者を含めた競争体でございますので、その結果としてそういったことがございますが、その後の検査員の検査結果でも最低価格で落とした事業についても適正に工事がなされておったという評価もいただいておりますので、結果としてそういう状況があったのかなと思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 運用については、これで結構でありますけれども、公開見積制度導入について、オープンカウンターですか、これを施行してみてもどうであったかという具体的なところを教えてくださいたいと思います。

ついでに、小規模契約者登録制度の活用、どのように活用されていたか、各所管課にお任せという形になっていると先ほど答弁をいただきましたけれども、実際にどういう事例があったか教えていただけたらと思います。

○鈴木司郎委員長 森田契約検査室長。

○森田義美契約検査室長 まず、公開見積もり競争でございますけれども、この方法はまず随意契約の案件で、見積もりの相手方をあらかじめ登録しないで、システム上で見積も

り案件を公開いたします。それに参加を希望する者が見積もりを出してくるというような方法でございまして、あいち電子共同システムで登録してある業者がメール等で案件を知るといような状況でございます。

メリットといたしましては、契約指名実績のない業者の方々や競争性ができてくるのではないかというようなこと、移動経費の軽減、コスト削減等々、見積金額への削減の反映というようなことが考えられると思います。

市側といたしましては、自動落札判定になりますので、事務の正確性の向上や迅速化というようなことでございます。

対象案件といたしましては、随意契約の中ではございますけれども、契約検査室が行う3万円から80万円以内の案件でございまして、小規模登録制度に該当しない案件ということでございまして、実績といたしましては、平成22年度18件、161万円ほどを実施してございますが、品目としましては、市外からの調達としまして学校等で使う理科備品、厨房機器、市内業者での調達は印刷業務、文房具の事務用機器、学校教材、贈答品みたいなもの、こういったものを実際に買っておるところでございまして、今の登録業者数を参考に答弁させていただきますと、本市に登録を希望して登録している者ということでございますが、市内で22社、東三河内で61社の希望登録がございます。

続きまして、小規模契約希望者登録制度でございます。この制度は、入札参加者の申請を行っていない業者の方々でも、少額で内容が簡易な発注・施工を希望する業者の方々に登録していただいて、職種・工種といたしましては工事、修繕、物品のうち小規模なものについて対象としております。金額的には50万円未満のものを対象としております。

登録業者数は現在、工事では25社、コンサルで2社、物品で41社、合計68社の方々に登録をいただいているところでございます。

実績としましては、随意契約の少額契約は、私ども契約検査室では主管してございませんので、主管課で起案から決裁権者による決裁までやっておりますので、具体的にどのような状況があったかというものは把握してございませんけれども、利用については市内の入札契約システムで業者選定のときに閲覧できるというシステムとなっておりますので、各課で業者発注のときに、どのような職種・工種にどのような業者が応募しているというようなことがわかるシステムとなっておりますので、今後とも使用について指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 細かい小規模契約者の仕事ぶりについては、また教えていただきたいと思えます。

終わります。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

歳出総括の質疑を終了します。

次に、総括の質疑に入ります。

最初の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 最後の総まとめ的な監査委員さんからの意見書を見させていただいて、今回の22年度の決算の集約というものがかなりまとめられておるということで、56ページ、57ページのところに書いてございます。監査委員さんによる決算審査意見書の総評及び7点にわたりましての留意点に対する対応や取り組みについてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 監査委員さんからいただきました総評につきましては、合併後に私どもの市で地道に取り組んでまいりました新

市一体化施策、財政健全化施策に一定の評価をいただいたものと思っております。しかし、財政構造の弾力性の向上は引き続き取り組むべき重要な課題であるというふうに認識しております。

人口問題についてご指摘をいただいております。一般質問でもたくさんご質問をいただいたところでございますが、総合計画の基本テーマであり、多くの大変重要な課題であると思っております。総合計画、昨年度の前期計画の検証を基に中期計画が策定され、本年度から実施に移されたところでございます。そのほかの福祉関係計画をはじめ、各種の計画も定期的な改訂を行っているところではございます。

いろいろご指摘をいただいた点につきまして、今後、総合計画の中期計画の着実な推進を図るとともに、各種の計画改訂の中でしっかり対応していただけるものと思っております。それを実現できるような予算措置を続けていく必要があると財政担当では思っております。

監査委員ご指摘の健全財政の維持で、簡素で効率的な行政運営が行えるように、今後とも一層の努力を続けてまいりたいと思っております。

それから、留意点への対応でございますけれども、私から①、②、③と⑥についてお答えをさせていただきます。

まず、①の公営企業への繰出しにつきましては、基本的には総務省の繰出し基準に沿うようにしているところでございます。22年度決算において新城市民病院会計負担金、これが9億3,287万6千円でございますけれども、厳しい病院会計の運営状況を考慮して繰出し基準どおりの一般会計負担を支出したものでございます。それから、水道事業会計出資は国庫補助事業に対する一般会計負担分の出資でございます。それから、市民病院事業会計出資金につきましては、これは昨日の予算審

議の中でもご答弁申し上げたところでございますけれども、過去の繰出し基準に満たなかった部分について出資をし、病院の施設、設備等の投資に向けていきたいと思っております。

公営企業会計では、その会計の趣旨を認識して経営に努力していただいておりますけれども、今後とも常に経費の見直しを行っていくようお願いしたいと思っております。

それから、②の特別会計の繰出しでございますけれども、医療・介護系の特別会計につきましては給付費の増、国保税の改定抑制のための繰出しもございまして増加しております。税・料金の改定による負担割合の適正化が大きな課題ととらえておりますが、これは被保険者の方の負担を伴うことでございますので、慎重に対応しているところでございます。

建設系の特別会計は、都市基盤整備、生活環境の向上に取り組んでおりまして、ほとんどが整備途上の事業でございます。そのために公営企業の適用には踏み切っていない状況でございます。ただ、法適用による企業会計方式の早期導入をご指導いただいておりますので、安定経営の前提となる基盤整備、加入者負担等料金体系の適正化、資産評価等の大きな課題をどのように克服するか、担当課を中心に財政担当が入って研究をしてみたいと思っております。

③の委託事業の委託先のご指摘でございます。実行委員会についてご指摘をいただいております。指導、調整を万全に取るようにということでございましたが、実行委員会は催し物等を実施する場合において多くの団体や市民の皆様にご参加いただき、それぞれの持つ力やノウハウを最大限に生かしていただく方法と認識をしております。この方法により、市民参加が助長されたり、ユニークな企画となったりと市民感覚にマッチしたものができる場合が多いと思っております。

委託料は公金でありますので、その適正執行が必要不可欠でございますが、市民参加を進めていく上ではある程度柔軟に対応することも必要ではないかと思っております。事業の担当課には委託が適正に行われるよう小まめに調整、確認を行うことを引き続き指導してまいりたいと思っております。

それから、⑥の補助事業でございますけれども、新城市補助金等交付規則に沿って補助申請を担当課に提出していただき、申請内容を検討して交付決定、実績報告、確定通知等のもろもろの手続きを取って処理することとなっております。補助金の担当課には補助金執行事務が適正に行われるよう常に注意喚起をしております。

○鈴木司郎委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 それでは、私からは④の指定管理者についてということでございますが、この点についてお答えさせていただきます。

指定管理制度につきましては、住民サービスの向上や行政コストの縮減という大きな目的を持っております。その活用によって地域の振興、活性化、行政改革の推進効果などを期待するものでございます。本市ではこの制度導入後、住民サービスの向上や地域の振興、活性化が図られ、行政コストの縮減についても効果を上げてきたものと考えております。

今後とも、より効率的なものとなるよう努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木司郎委員長 森田契約検査室長。

○森田義美契約検査室長 それでは、⑤の随意契約につきまして答弁させていただきます。

随意契約に関しましては、平成21年度決算審査意見書でも同様のご意見をいただいておりますが、随意契約は競争入札に比べまして任意に選択した特定の相手方と契約を締結するというようなことから、法令の趣旨に沿った厳正な執行が求められてい

ると考えておるところでございます。

これまでの取り組みといたしましては、随意契約事務の公正性、経済性を確保し、個々の契約ごとに法の規定に照らしまして、その技術の特殊性や緊急性の解釈等を客観的、総合的に判断するための方策といたしまして、平成21年度に契約事務の手引きというものを作成いたしました。

また、21年度の決算意見書をいただいた後、平成23年2月になりますが、随意契約の適正執行のための指針というものを作成いたしまして、これらを職員向けの取扱指針として定めております。また、これらを適正に運用するというようなことで職員の説明会も23年2月に開催したところでございます。

そのほかの取り組みといたしましては、新城市の契約規則を改正いたしまして、随意契約による理由の明確化、随意契約理由書の作成、それらを義務付けるというようなことで市民への説明責任に向けた対応措置を取らせていただいております。

○鈴木司郎委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 それでは、私から⑦の公共施設の運営のうち、観光課が所管しております指定管理者制度を導入しているゆ〜ゆ〜ありいなと学童農園山びこの丘につきましてご説明したいと思います。

両施設については、近隣に類似施設が開設されたために利用者はやや減少傾向となっております。ただ、平成22年度につきましては、学童農園なんです、営業活動の成果と施設からの顧客の受け入れ、これは皆さんご存じだと思います、浜名湖でボートの転落事故等があつて三ヶ日青年の家が当分の間閉所されたという関係がございます。他施設を探しておりましたので、それが山びこの丘になったということなんです、実質的には8%増えておりますが、傾向としては減少傾向にあります。

ただ、指定管理者の企業努力によりまして、

積極的な自主事業、高齢者を意識した無料送迎バス等の運行を行っております。また、夏休み期間中におきましては開館時間の延長、施設を無料開放する感謝イベント、新城市民病院の方にいろいろご苦労いただきまして、健康出前講座等の開催等、常に新規のイベントを実施しておりますので、常に利用増に努めていると考えております。

○鈴木司郎委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 引き続きまして、⑦の公共施設の運営につきまして、文化課所管の施設についてご説明申し上げます。

所管の施設につきましては、新城地域文化広場、設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館、鳳来寺山自然科学博物館、作手歴史民俗資料館がございますが、ここ数年の利用者、入場者は各施設とも微増、微減を繰り返しております。

これら施設の利用者、入場者の増加対策といたしましては、地域文化広場では平成22年度に老朽化いたしました文化会館大小ホールの音響、照明設備、舞台雑幕装置等の改修工事を実施しまして、高度な舞台演出が可能なホールとしまして利用者の利便性を向上させております。また、市で行っている事業につきましては、毎回アンケートをとらせていただきまして、利用促進やサービスの検討材料といたしまして事業の改善に努めているほか、事業ごとに広報紙やホームページへの掲載、防災行政無線による広報、近隣市町村や道の駅、コンビニへのポスター、チラシの配布、掲示等のPR活動を行ってきました。

その他の施設におきましても、それぞれの施設の特徴を生かしながら特別展、企画展、各種講座等を開催するとともに、各施設を校外学習の場として利用してもらうため、県内及び県外では浜松市等の小中学校へ各施設の事業案内を送付いたしましてPRに努め、利用していただいております。

また、平成23年度になります、この4月

からは資料館、保存館の共通観覧券の有効期限を発効日より1年間に延長いたしまして、販売促進を行い入場者の拡大を図っているところでございます。

○鈴木司郎委員長 小石生涯学習課長。

○小石清人生涯学習課長 生涯学習課が所管します施設についてでございますが、新城図書館以外では青年の家や西部公民館など、主に貸し館を行う施設で、利用者数は近年ほぼ横ばい状態にあり、特に減少傾向にあるものは見受けられません。そんな中、今後も継続して利用いただくために施設の維持、修繕に努め、環境整備を図っているところでございます。

また、新城図書館につきましては平成21年度から個人が一度に借りられる冊数を5冊から8冊に増やしたり、市民の利用拡大を図るため、平成22年度から図書館まつりを新規に開催するなど、年間貸出冊数、来館者数ともに増加しており、施設の有効利用に努めているところでございます。

○鈴木司郎委員長 夏目スポーツ課長。

○夏目昌宏スポーツ課長 スポーツ課所管の説明をさせていただきます。

スポーツ課では鬼久保ふれあい広場、市民体育館、照明施設、桜淵いこいの広場などのスポーツ施設を所管しております。施設の利用者は極端に減少しているということはありませんが、増えたり減ったりということを繰り返しております、微妙に減っている方向にあるかと思っております。また、施設によって利用者がおおむね同じというような状況もございます。

維持管理費につきましては、施設も老朽化しており、大きな修繕工事などを施工すると経費が増えているのが現状でございます。

施設利用のPR活動につきましては、旅館や民宿、ホテルなどで宿泊を伴うスポーツ合宿の問い合わせに対応するため、市内のグラウンドの予約状況を調査し、新城市観光協会

に情報提供をさせていただきました。鬼久保ふれあい広場につきましては、ホームページに掲載させていただいたところでございます。

今後につきましては、高校生や大学生などを対象に部活動の合宿などで利用していただけるよう、関係機関と連携しながらPR活動を行い、利用の増加につなげるよう努めてまいりたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 それでは、私から後段の公共施設のあり方検討会の方針に基づいて施設の統廃合、地元移管について早期に実現されたいということでお答えさせていただきます。

平成22年度は公共施設のあり方検討会の方針に基づきまして、7月26日の作手地区をはじめとして9月3日の八名地区に至るまで10地区において説明会を行ってきました。その他、地区の要望があれば別途説明に出向してきました。

そして、今年度につきましても地区の役員さんが1年交代というようなところもございます。その要望や必要に応じまして地区に出向いて説明会を実施し、それを受けて各地区でご検討いただきまして、地区における意向を確認することを目標として進めております。

また、同意がいただけた地区に関しましては、順次移管を進める予定でございます。今回、定例会に無償譲渡も3件ほど提出させていただきました。

今後のスケジュールでございますが、引き続き地区の意向を確認していくとともに、必要があれば個別の説明会を実施しながら、今年度、来年度、最終的に認可地縁団体、または契約のみになるかもしれませんが、所有権移転登記を目標に整理、再編を予定に沿って進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 多岐にわたりまして、あり

がとうございます。

まず、とにかく総評と留意点について監査委員さんから指摘、それに対する取り組みが23年度にわたっても前向きに動いているということを確認させていただきました。

それで、この中で一つだけ、後に滝川委員からも通告がありますので、省略できるところは省略させていただいて、指定管理のところを確認を取っていきたいと思います。

この七つの留意点の中で唯一この指定管理のところにおきましては、監査委員さんからは事務的なチェック体制についてしっかりやりなさいと、努めなさいと、その辺のところ概略的なところが書かれていると思うんです。それについて、私の思うところで質疑をさせていただきたいわけでありませうけれども、さっきの一般質問でも最後で触れましたけれども、市民の皆さん、我々議会がしっかりと指定管理者制度で今行っているそれぞれの事業に対するチェック、このチェックを何とかできないかという提案をさせていただいたんですけれども、22年度の中でどういうふうにかかされる結果が出たのかなど。

やはり議会のチェックというのはなかなかできないというところがありました。監査におきましては、収支の監査というのは監査委員の権限でできると決まっていると思うんですけれど、それ以上、計画、協定の中身に対しての監査というのは今の制度の中では非常に難しいのではないかと、監査委員による監査というのは。だから、そこまでの権限をやはり、我々議会も含めて行政側の皆さんと一緒にやってチェックをしていくと。市民のために指定管理者の契約された業者の方がやっているかどうかという、その確認作業を本当はやりたいんです。そうすれば、決して行政の皆さんの責任、我々議会の責任、市民の皆さんの責任、そういうなすり付け合いではなくて、そういう制度の組み立て方が必要ではないかと思ひまして、指定管理者制度の4点目

について、監査委員さんの指摘されたところというのが根本にあるのではないかと私は見たのですが、先ほど斎藤課長から答弁された中では、もう一步進めたところは私は実感しなかったものですから、23年度に向けての対策というんですか、22年度を振り返って、この監査委員さんの指摘を受けての再度の確認をしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 ただいまご質疑のありましたチェックという体制でございます。

そのこと、指定管理制度が導入されてから、今回のさまざまな質疑に至るまで、一度検証しなければならないと私どもは思っております。そうした中で、今のご質疑の部分も含めて、この間、内部でそういう話し合いをしたんですが、定例会終了後ぐらいにはプロジェクトを組みながら、一度検証の作業をしなければならないというような意識でおります。

まちなみのこともありますし、施設管理センターのことも含めまして、トータル的でございますけれども、一度そんな検証の検討会議を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、総括ということで4点通告してありますが、4点目の①から⑦の指摘については同一の答弁となりますので、1問目の回答は結構です。2問目から入らせていただきます。

それでは、1点目、合併後5年間の決算を振り返り、自身の市政運営を監査委員の指摘とは別に、どのように自己評価されているのかお伺いしたいと思います。決算は市政運営の通信簿だという表現もありましたので、その辺も踏まえてどのように評価しているのかお伺いしたいと思います。

2点目、決算重視の市政運営方針はどのよ

うに次年度予算編成に的確に反映されてきたか。また、その仕組みの確立はされたのかお伺いしたいと思います。決算が出た時点では、既に次の年の予算が動いているわけですが、それを反映させるというと隔年ごとになっていくようなタイムラグが生じているわけですが、その辺をいかにスピーディに、半年決算、4カ月、3カ月決算というような形で次の年の予算編成、行政運営に反映させていく、そんな仕組みの確立はできたのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

3点目といたしまして、監査委員の指摘にある「人口減少を想定した上で各種計画を見直し、新都市のあり方を再検証する必要がある」。また、「合併のスケールメリットを活かしつつ、公共施設の整理統合等さらなる簡素で効率的な行政運営が求められる」という表現を踏まえ、今後の市政運営にどのように反映させているのかをお伺いいたします。

4点目につきましては、2問目から入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○鈴木司郎委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 それでは、1点目は私から1問目からお答えさせていただきまして、2問目、3問目は担当課長からお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、今般の決算意見書につきましては、合併後5年間という期間を取られていろいろな評価が加えられ、今の滝川委員のご質疑も合併後5年間の自己評価ということで、非常に大きな課題をいただいております。

全般に申し上げれば、財政運営というのは当たり前のことでありますが、予算の審議をし、議決をしていただいて執行し、それについて決算の認定をいただく、そのサイクルの繰り返しの中でやってきたわけでありまして。

今回、監査委員の意見書といたしまして、5年間の全般的な財政の好転状況について、肯定的な評価を一つは大きな前提としていた

だいたわけでありますが、そうなりますと、予算の今のサイクル全体に関与された議会、また予算執行においてさまざまな方面で影響を及ぼした市民の皆さん、そして年度ごとの的確な意見をいただいた監査委員、そして職員の努力全体に私としては大変大きな感謝をしなければならないと思っています。

特に合併直後の最初の予算編成をいたしました平成18年度において、約59億円という旧鳳来町一町の予算規模の乖離が予算要求と歳入見込みとの間に起こり、そこから歳出の削減にかなり踏み込んだ取り組みをしてまいりました。記憶に新しいところではありますが、ある意味では合併後の新都市の最初の土台をつくった、悪い意味で言えばトラウマとも言えますし、いい意味では原点とも言えます。合併というものをどういうふうにとらえていくのかという、財政力の弱い市町村同士の合併の事態の中で、合併の効果を最大限に発揮しながら、ともすれば膨らみがちになる要求をどういうふうに精査していくのか、こういう課題に直面して、歳出削減に取り組むとともに、その次の年度からはいわゆるバーチャル事業部制、枠配当制度というのを取り、さらに財政健全化の推進体制を執行してまいりました。

その間、財政情報の公開が何よりも大切と考え、市民の皆さんに厳しい財政状況を率直にお知らせし、各種補助金のカットなども補助金検討委員会の皆さんにも無理をお願いして、踏み込んだカットもさせていただきました。

さらに、予算編成過程への政治関与を強めていくということは、この議会でも私が大きな方針として掲げてきたところでありまして、予算編成への議会提案の反映、あるいは市民検討委員会の皆さんの意見の反映、さらには予算要求状況の完全公開や土木要望の完全公開というような形で順次進めてまいりました。

一方で、これは単純な予算の歳出削減のた

めの削減ではなくて、その間、防災、福祉、教育、医療については新規事業も含めて市民の皆さん、議会のご理解の下にさまざまな事業を展開させていただいてきました。

振り返りますと、こういう中で非常に大きな決断を議会の皆さんとともにしなければならなかったものがたくさんございました。一つは、合併直後に光ファイバー、情報基盤、通信基盤で臨時議会まで開いていただいて行った事業、それから防災行政無線のデジタル化、公共バスの運行や学校耐震化の事業、そして何よりも一貫して大きな課題でありました市民病院を公設公営で運営していくという大方針を確立したことなど、振り返りますと大きな山場がたくさんあったなということも思うわけであります。

一方で、事業部制をとったり、財政健全化の推進をとっていく中で、どうしても部長会議等で全庁が意思統一をした形で統一の優先順位を決められなかった事態が合併後数年続きました。これについては、総合計画が決まり、主要事業判定の基準が明確になったことによりまして、今の予算作業は比較的、かつてに比べますと大きな政治的な判断を全体が共有した上で枠配当していく。その枠配当の中で各部が泳いでいくというような暗黙の規律ができて上がってきているように思います。

一方で、その間に夕張市の財政破綻のような事態を受けて、財政健全化推進法が施行されてまいりました。これを我々は一つの加速材料として、財政健全化に取り組んできたところでございます。

今後の課題としてみますと、一つは既に監査委員の意見書でも言われていますが、私が一番気がかりなのか、やはり国保会計の特別繰出しを2年続けていたということ、それから、平成26年をめどに水道事業の統合が待っているということ、それから、これは財政健全化の指標ですべて明らかになっておりますが、本市の場合には将来負担率等も提言をし

ておりますが、一番大きな課題はやはり施設の補修、維持等に莫大な費用がこれからかかってくるのが想定されます。

そのような意味では、社会保障関係、本市の場合には簡易水道や簡易給水がございますので、その水道統合という大事業、そして一連の公共施設の長寿命化のためのさまざまな施策に出費が必要となっており、この運営を誤りますと、これまでの健全化も台なしになってしまう、それぐらいの火種だとも思っております。

それから、今後の投資事業といたしましては、こども園の事業が目前になっていること、庁舎建設、インター周辺関連、あるいは産業誘致などがございます。また、病院会計は、私はここ1、2年の病院再建過程を注視していきたいと思いますが、現在約10億円程度の繰出しや経営支援金を病院に行っておりますが、ここ1、2年の中でこれを少しでも、1億円でも2億円でも低減できるように病院には努力していただきたいと思っておりますし、いわゆる償却前の収支改善というのをまず短期目標にしてきて、多分本年度は何とかそこをクリアできるのではないかと。その次には、少しでも黒字を計上してもらって、それを内部留保に回して行って、累積赤字への対応、一般会計へは繰出しの低減、その繰出しの低減が1億円でも2億円でも進みますと、他の事業に回すことができ、福祉関係、あるいはこれからの投資事業に大きな希望が持てまいります。その意味では、公設公営で病院を守るという決意の下で、議会にも大変なご努力、ご協力をいただいて支えてきたわけですが、その成果を病院が今度は市政全体へのサービス向上に還元してもらおうという形で、今、病院経営管理部長が後ろにおりますので、プレッシャーをかけつつ、ぜひこれは進めていきたいと思っております。

また、全体を通して申し上げますと、何と

かここまで運営できてきたのは、現在の地方財政制度が前提としたものであったことは疑いのない事実でありまして、地方交付税の減額措置等があったとはいえ、特にリーマンショックを挟んでは緊急経済対策、あるいはその他の対策を政府がとってきたことも合わせて、運営をしてまいりました。

ただ、今後税と社会保障の一体改革や、その中で地方交付税制度もいじられていきますので、これが従来とは全く構造が変わってきますと、我々の財政運営もまるで局面が変わっていかざるを得ないのかなど。あるいは、国と地方の財源の配分のあり方についても、制度の大きな変革期でありますので、今の財政構造を前提とする限りは、新都市の独自の何とか皆さんの努力でそれなりの運営ができるかとは思っておりますが、もう一つのリスク要因は、やはり国の財政運営構造が大きく変わっていくものでありまして、それが地方に及ぼす影響を精査しながら、次の時代を見据えてまいりたいと思っております。

非常に概括的で申しわけございませんが、とりあえずのご答弁とさせていただきます。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 それでは、2点目、3点目についてお答えをさせていただきます。

2点目の決算重視の点でどのような仕組みかということでございますので、少し具体的に作業的な部分も含まれますが、そういった形でご答弁をさせていただきます。

予算編成におきましては、決算数値、決算見込み、今の段階で言えば23年度の決算見込みという形になりますが、その時々々の決算の数値と決算見込みを見ながら予算見積もりを行うところです。

具体的には、先ほど市長からも話がありました一般財源の配当枠というのをつくっておりますけれども、財政課から各部に通知し、その範囲内で各部課で予算見積もり作業をしていただいております。一般財源の配当枠を

通知するときに、同時に総合計画実施計画で優先的に取り組む事業、いわゆる主要事業というものでございますけれども、その配当枠と各部の裁量枠に分けて配当をしております。そのときに同時に、過去3年間の事業別の当初予算額と事業別の決算額も一緒に各部に資料として配布し、それを参考にして次年度の予算見積もりをしていただくように作業を進めております。各課ではこういった過去3年間の当初予算額、決算額、それから各課で持っている決算数値、各種の実績、そういったものを勘案して次年度の予算見積もりをするという、こういった具体的な作業をさせていただいているところでございます。

決算重視というようなことは非常に大切でございますので、それを反映した形で予算編成を心がけているところでございます。

それから、3点目の監査委員さんのご指摘でございますけれども、ご指摘のとおりでございます。これを反映させるためには、一番大切な総合計画が最上位計画でございますので、総合計画の重視ということでございまして、昨年度見直し作業が行われ、本年度から中期計画が開始されたところでございます。

それから、先ほど丸山委員さんのご答弁でも申し上げましたけれども、その総合計画の下に各種の個別計画がございます。この計画の見直しの中で状況を把握し、反映するように努めております。そういった計画の検証作業から計画の改定作業を通じて、今後どのように対応していくかを各所管で検討し、それに基づいて、計画が具体化できるように予算措置をかけていきたいと思っております。

総合計画の中期計画も毎年ローリングが行われますので、いろいろなご指摘をいただきながら、よりよい内容になるように努めてまいりたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 たくさん答弁をいただきま

した。1点目から再質疑したいと思います。

昨年市制5周年を迎え、その式典が行われたわけですが、その式典における市長のごあいさつの中でも、まだまだ一体性が熟成されてないというようなお話があったのですが、その辺の、これは我々が市民のところに出向いていっても、やはりそういう意見も聞きますし、それぞれの地域でそれぞれの思いがあるわけですが、一体感がなかなか醸成されないのは、一体どこにそういった原因があるのか、どうしたら一体感を醸成することができるのか、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 根本的に言えば、やはり新城市全体で市民の求めるものは都市基盤の充実と、農林業、あるいは自然環境の保護・育成、豊かな自然を守るという、この両立をせよということだと絶えず私は申し上げておりますけれども、基本的なコンセンサスはそこにあると思うのですが、中心市街地、あるいは産業立地、工業用地、インター周辺をはじめとした周辺開発ということと、一方では作手・鳳来地区における農林業、観光をはじめとした地域産業の構築、これを加速、より重点的にこれからは行っていかなければならないと思っております。財政運営的に申し上げますと、一つはこれまで光ファイバー事業、防災行政無線、公共バスのように全体を一体化する、つなぐためのハード面を一生懸命やってきました。

もう一つは、病院への負担でありますけれども、病院への負担ということで言えば、新城、鳳来、作手の3地区が財布を一つにしたことによって支えられている面というのは大変多くございます。市民病院そのものは、旧新城市が単独で持っていたわけですが、旧新城市の財政規模約120、130億円、その中での10億円の負担というものと、合併して今は210、220億円になっている、この中での

10億円の負担というのでは、負担感がまるで違ってくると思うのです。果たして100億円程度の一般会計規模で10億円の負担をしてまで市民病院を維持すべきかというような議論が起こってもおかしくないぐらいの大きな問題だったと思うのです。それを合併ということをとらえて、ある意味では鳳来・作手の住民も含めて全体でこれを守ってきたということの上で、今、市民病院が支えられ、運営されていると思います。

だからこそ、先ほど変な言い方をしましたがけれども、病院がそのことを意気に感じ、それを市民サービスに還元していただくように経営努力をし、医師も含めて地域への貢献をしていただきたいというのが私の率直な思いでありまして、そういうものがあったときには、さまざまな地域に対してもそれぞれの地域特性に応じた投資ができていくのではないだろうか。そのときに、地域自治区制度のような住民自治が財源の確保も含めて持つていくことによって、この地域全体の発展を図っていけるのではないかと、このように思っているところでありまして。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 一般質問のような形になってしまいますが、ほかにもいろいろ聞きたいことがあるのですが、なるべく決算につながるような質疑にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、5年間の財政指標等の推移を見ていると、財政健全化法以降も少しずつではありますが指標が改善されてきておりますし、22年度の決算も改善されてきております。そういった財政指標は改善されてきておりますが、果たしてそれが市民生活の満足度につながっているかということ、まだまだ市民の声を聞くと、よくなったとかいう声はなく、聞こえてくるのは財政が厳しい、お金がないとか、そういう声しか伝わってこない。

そんな中で、指標だけは改善してきている

というギャップがあるわけですが、そういった財政指標の改善が市民生活へのサービス、あるいは満足度につながらないという、その辺についてはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 まず、これはいい面も悪い面もあると思うのですが、財政状況が厳しいというのを合併直後からいろいろところで申し上げ、伝えてきました。その面の心理的なインパクトが非常に大きかったというのが一つあると思うのですが、それは付随的なものだと思います。

問題は、財政健全化に私どもが取り組んだときに、市長の方針として何を申し上げたかということ、総合計画ができた、そしてこれからいよいよ総合計画のための投資財源を確保しなければならぬと、そのために財政健全化をやっていくんだという、その指標が経常収支比率をまずやり玉に挙げて、目標に据えて、そこから切り込んでいこうという仕組みを取ってきました。その結果が数値にあらわれているわけでありまして、今後は投資財源をいかに有効な投資事業に振り向けていくのか。今回の議会ではそのことがいろんな形で議論がされたと思っています。インター周辺や庁舎の問題もしかりでありますし、産業振興、雇用の創出、住宅の開発、こういうものによって大きく新城市が羽ばたいていくための事業にいよいよこれから取りかかっているとして市民の皆さんにはご理解をぜひいただきたいと思っておりますし、その志を違わないように私どもは市政運営、行政運営をしていきたいと思っているところでありまして。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 決算の質疑に何とかしたいのですが。

今、1、2、3については、それぞれまた別の機会でお伺いするところがありますので、

4の監査意見の①から⑦について入っていきたいと思います。

先ほど丸山委員は指定管理についてチェックという話もありました。そもそも指定管理制度の導入については、行政コストの縮減や民間活力の活用、民間の経営感覚を導入するという目的もあると思うのですが、そもそも指定管理してまで維持すべき施設かどうかの検証が私は抜けているような気がするんです。具体的にどの施設とは言いませんが、例えば数千万円の税金を投入してまで市民に提供する施設サービスかどうかという検証が抜け落ちておいて、そのお金がちゃんと使われているのかも大事ですけど、それ以前に施設を維持するためのそれだけの税金投入が市民に求められているサービスかどうかの検証がされていない。その辺について、やはりそこをやってから、市民に対して、これは市民にとって必要なサービスだからこれだけの税金を投入して施設を指定管理で維持管理していきますというところがないとだめなような気がしますけど、その辺についての見解をお伺いいたします。

○鈴木司郎委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 先ほど丸山委員のご質疑ときのお答えとかぶってしまうかもしれませんが、先ほど私はプロジェクトチームを組んで、その検証をしていきたいという、その中にはこの施設を指定管理に出すべきかどうかといったことももちろん含んでおります。公募にするのか、任意にするのかも含んで、一度それは検証する必要があるだろうということで、本議会が終わったらすぐに、余り時間がないという危機感を持って検証をやっていきたいと思いますので、お願いします。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 指定管理と5番目の随意契約についても絡んでくると思いますので、特に指定管理の任意契約についても、その辺を競争性やそういうことも十分配慮した契約を

していただくような改革をお願いしたいと思います。

それから、最後の⑦公共施設の運営については、各所管にそれぞれ説明をいただきました。施設の中には直営している施設と、指定管理している施設があるわけですが、まだまだ直営じゃなくても、民間に任せようが有効活用できるような施設があるのではないかと思います。それは文化施設も含め、各種施設も含め、そういった施設もある。これも今の指定管理の中で検討していただけると解釈してよろしいですか。

○鈴木司郎委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 その辺も含めて検討していきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、最後にしますけども、施設の統廃合についてお伺いしたいと思います。合併して今年で6年がたつわけですけども、地域審議会も条例上は廃止されるということで、今は総合支所方式をとっております。支所も今後、今進めている地域自治区の事務所にするという形で残す方向ですが、やはり支所も含めて施設の統廃合を考えるべきではないか。今の支所の空きスペースを考えると、あれだけの建物を維持管理していく必要はないように思いますし、もっと簡素な、シンプルで使いやすい施設にしてもいいと思いますので、そういった方向での両総合支所も含めた施設の統廃合についての見解をお伺いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 両支所を含めた統廃合を検討してはどうかというご質疑でございますが、現在、作手総合支所につきましては、どういう庁舎の形がよろしいかということを庁内で検討しております。総合支所の統廃合ということでございますが、支所につきましては支所機能と、今回の議会でお願してお

ります開発センターの耐震診断の問題、作手村から引き継ぎました山村振興施設、そうした施設がどういうふうに関後建設、あるいは機能を持ったものにしていくかというものを現在検討しております、そうした検討の中で作手支所については庁舎自体が耐震化されていないということがありますので、早急に結論を出していきたいと考えております。

鳳来支所と作手支所の総合支所という基本的な考え方につきましては、自治区のあり方を今検討しておりますので、その中で支所のあり方も検討していきたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

総括の質疑を終了します。

以上で第106号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第106号議案を採決します。

本議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、第106号議案は認定すべきものと決定しました。

~~~~~  
第107号議案 平成22年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 2点お尋ねします。

医療費の大幅な伸びに対する財源確保を一般会計からの法定外繰入れでまかなってまいりました。今後、財源確保対策をどのように

されていくのか。

2点目であります。保険税収納対策の抜本的な見直しを進めながら、加入者の税負担の緩和を図る対策検討はどのようにしていかれるのかお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 それでは、まず1問目からお答えさせていただきます。

国民健康保険は平成19年度以降、実質単年度収支におきましてマイナスの状態が続いております。22年度予算編成において、保険税は21年度対比で30%の大幅な引き上げが必要でありました。このために、運営協議会におきまして協議をいただきまして、答申を受け、段階的に引き上げを行うということで進めてまいりました。

既に平成22年度と23年度の2カ年、引き上げの改正をお願いしたところでございます。この2カ年の改正において、一般会計からの特別繰入れを財源として急激な保険税の増加とならないように、段階的に引き上げを行っているところであります。

22年度決算では、実質単年度収支は若干の改善は図られたものの、安定した状況にはまだ至っておりません。

今後の財源確保であります。22年度までの実績と今年度の改正状況を踏まえまして、22年度を激変緩和措置の最終年度としまして運営協議会に諮問し、検討してまいりたいと考えております。

2問目につきましては、現在、新城市の加入者の保険税負担額は県下の市と比較しましても極端に高い負担をお願いしている状況ではないと考えております。今後においても、保険税等について運営協議会で協議をいただく中で、他市の状況も踏まえ、緩和措置が必要であるかどうかについても判断をいただき、検討してまいりたいと思います。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 流れは予算のときにもお尋

ねしましたので、大体わかっておりますけれども、具体的に今後の対策として運営協議会へ諮っていくと先ほどありましたけれども、つい最近、8月に運営協議会が開かれたようであります。この辺のところも触れていただきながら、これから先のことを運営協議会の中でどんなことを話し合われたのかということをお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 運営協議会において協議いただいた内容についてであります。この8月に22年度の決算状況について事業状況を報告させていただきました。決算資料を一通り説明させていただき、被保険者の疾病状況につきましても、現在の新城市にどのような疾病が多いか、どのような状況になっているかというようなことについても説明をさせていただき、保険事業についても、現在新城市が実施している事業等についても説明させていただきました。

22年度の決算を見ても、税率を引き上げる改正が、市民所得の低下もありまして、見込みまでの保険税に達しておりませんでした。そういう状況も委員さんにお話をさせていただきまして、引き続き改正を進めさせていただきたいというようなお話をさせていただいたところでございます。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

一点訂正があるそうですので、今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 先ほど1問目のお答えをさせていただくときに、24年度の改正というのを、22年度の改正という形で申し上げました。訂正をさせていただきます。24年度を激変緩和措置の最終年度としたいということで、よろしく申し上げます。

○鈴木司郎委員長 以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第107号議案を採決します。

本議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、第107号議案は認定すべきものと決定しました。

~~~~~

第108号議案 平成22年度新城市老人保健特別会計決算認定及び第109号議案 平成22年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定の2議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本2議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第108号議案及び第109号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、第108号議案及び第109号議案の2議案は認定すべきものと決定しました。

~~~~~

第110号議案 平成22年度新城市介護保険事業特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 歳出3款2項2目任意事業費、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、272ページ、老人クラブへの事業委託と補助金だが、事業目的の成果はどのようになっていますか。

○鈴木司郎委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 老人クラブに委託しております事業につきましては、高齢者が各種の活動を通じまして生きがいを持って、健康に過ごしていただくことを目的として、生きがいと健康づくり推進事業を委託しております。

事業の内容につきましては、生きいきまつりやスポーツ大会、高齢者大学、交通安全総決起大会、趣味クラブの活動、幼稚園・保育園の庭木の手入れや清掃など、多くの行事を企画して実施しております。大勢の高齢者が参加されておりますので、高齢者の生きがいと健康づくりの推進という目的は達成できたものと思っております。

補助金につきましては、老人クラブ連合会及び単位老人クラブに会員相互の親睦を深め、高齢者が健康増進、教養の向上に努め、生きがいを持った明るい長寿社会づくりを目的として補助いたしております。

市連合会では六つの部が1年間の計画に沿って円滑に事業を進めたことで、多くの会員が参加して活動しています。また単位クラブでは健康ウォーキングやグラウンドゴルフ、ゲートボールや公共施設の清掃など、社会奉仕活動を精力的に行っております。

以上のことから、市老人クラブ連合会及び単位老人クラブは、生きがいを持った明るい長寿社会づくりに貢献できたものと考えます。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業というのは、介護保険の中の地域支援事業費の中の介護予防という面が大きいわけですか。介護予防というのは、これか

ら介護保険をきちんとした中でやっていくときに、大変増大しそうな保険になりますので、予防のところできちんとしていかなければいけないということがあります。

ここで言う高齢者の生きがいと健康づくりのところですが、この高齢者という範囲ですが、どういう範囲の方を言われていますか。

○鈴木司郎委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 高齢者というのは、老人クラブは60歳以上ということで、60歳以上の方を高齢者ととらえております。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 高齢者というのは60歳以上、介護保険でいえば65歳以上になると思いますが、もう少し幅広く、ここで言えば60歳以上になっているということですが、それではお聞きしますけれども、老人クラブの加入率、市内全体の高齢者といわれる方の中で何%でしょうか。

○鈴木司郎委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 老人クラブ加入率でございますけれども、60歳以上の人口比率としまして約20%が老人クラブの加入率でございます。60歳以上が全体で占める割合としましては、総人口の36.8%でございます。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 ここは介護保険で被保険者として皆さんお金を払っているわけです。その中で、20%の加入率の老人クラブの方たちに対する事業委託と補助金を高齢者の生きがいと健康づくり推進事業としてすべてそこにいっているということに対して、公平な立場からどのようにお考えでしょうか。

○鈴木司郎委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 介護保険の予防ですけれども、65歳以上の方が介護保険の対象者ということですがけれども、老人クラブに入っている方は60歳から、人数は把握しておりませんが、若い人が非常に少なく、高齢者の中でも高齢の方が老人クラブの会員となっ

ております。全体としては3,600人ほど決算  
でありますので、これに対して補助をしてい  
くことは重要な活動だと考えております。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 22年度の決算を終えまし  
て、今、老人クラブへの加入率、人数からし  
まして、やはりさまざまな理由があって老人  
クラブへ入れないという地域的な問題もある  
中で、これから第5期の計画をつくっていく  
という中で、今、話し合いが行われている時  
期だと思いますが、この辺につきまして、生  
きがいと健康づくりという面におきましては  
幅広い活動になっていくのが本当に介護保険  
の中の予防事業だと思いますが、その辺につ  
きましての意見等は出ていませんか。

○鈴木司郎委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 委員会につきましては、  
策定委員会ということで1回開いて、アンケ  
ート調査の内容について議論をいただきました。  
これから第2回、第3回とその中で議論  
をいただくようになるかと考えております。

○鈴木司郎委員長 前崎みち子委員の質疑が  
終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第110号議案を採決します。

本議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、第110号議案は認定すべきものと  
決定しました。

~~~~~

第111号議案 平成22年度新城市国民健康  
保険診療所特別会計決算認定から、第136号  
議案 平成22年度新城市作手財産区特別会計  
決算認定までの26議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本26議案の質疑については、通告がありま  
せんので、質疑を終了します。

これより本26議案を一括して討論を行いま  
す。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第111号議案から第136号議案まで  
の26議案を一括して採決します。

本26議案は認定することに異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、第111号議案から第136号議案まで  
の26議案は認定すべきものと決定しました。

~~~~~

第137号議案 平成22年度新城市新城市民  
病院事業会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 総括的に2点お尋ねします。

これも監査委員からの決算審査意見書の中  
の15ページに書いてございます5の「むす  
び」、これをずっと読んだ中での私からの二  
つの質疑であります。

1点目であります。経営に対する危機的状  
況の認識について。

2点目、医師確保の取り組み内容について、  
お尋ねします。

○鈴木司郎委員長 豊田市民病院経営企画課  
長。

○豊田卓孝市民病院経営企画課長 医師不足  
を起因としました入院患者の受け入れ制限や、  
一部診療科の休診など医療機能の縮小という

ものが経営の危機的状況に大きく影響してきました。医師を中心に今いるスタッフでできることをやり切ろうということで、収入の確保や費用の節減対策により収支改善ができましたが、今なお赤字決算により累積欠損金がふえ続けております。

しかしながら、平成22年度の純損失というのは18年度に比べると約15%程度にまで減ってきていること、21年度まで減り続けておりました現金というのも22年度には増に転じていることなど、多くの経営の指標というのはよい傾向を示してきております。

しかしながら、救急医療をはじめとした必要な医療が継続的に安定して確保できることが市民の安心安全を保障するということになり、同時にそれが経営を安定させると考えております。収入増や経費節減に今後とも努力してまいります。やはり医師確保による医療機能の充実が経営を安定化させる最大の方策であるということ認識しております。

○鈴木司郎委員長 天野市民病院総務課長。

○天野雅之市民病院総務課長 医師確保の取り組み内容についてお答えさせていただきます。

これまでの取り組みに加え、平成22年度から新たに実施した取り組みとしまして、医師免許取得後2年間の研修が義務化されています初期臨床研修医の受け入れがあります。これは東三河地域医療研修プログラムに基づきまして1カ月間の研修を前半と後半に分け、東栄病院、作手診療所と協力して実施しており、愛知医科大学病院から8名の研修医を受け入れました。この研修を通しまして、少しでも地域医療に携わっていただき、将来、この地域で活躍していただけることを期待するものであります。

また、若手医師のキャリアアップ、地域医療を担う医師の育成を目的としました家庭医療後期研修プログラムを作成し、平成23年度から受け入れができるよう準備を進めてまい

りました。

一方で、昨年11月に設置されました医師招聘特命チームと市民病院及び健康医療部職員とで構成した戦略会議を定期的開催し、医師に関する情報の収集や分析を行ってまいりました。その情報を基に、特命チームが中心となって関係者のところに訪問することでネットワークを構築し、当院に興味を持っていた医師の情報収集や直接交渉を積極的に進めてまいりました。その結果、この5月に整形外科常勤医師を採用するに至り、昨年5月から制限していました入院患者の受け入れができる状況となっております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 まず、1点目の経営の危機的状況の認識という質疑でありますけれども、先ほど滝川委員の質疑の中に少し戻るわけがありますが、市長からの答弁も踏まえて確認したいのですが、合併後の市民の皆さんの共有の問題、市民病院に対する意識の共有の問題であります。それから、毎年10億円を市民が背負うという意識の問題、この認識の問題です。市民がどういうふうに受け取るのか、どのように構えておられるのか。

合併後の経営状況を見ますと、我々議会の立場ならしっかりと発言をして、市民の皆様に対応ができますけれども、市民感覚としての認識というのは、非常に危機意識に欠ける認識があるのではないかなと私は思っているんです。

こういう言い方は市民に対して無礼な言葉ではないのですが、逆に取っていただきたいですけれども、スタッフの皆さんは認識を持ってみえます。市の職員の皆さんも認識は持っているかと仮定します。我々議会ももちろん持っているかと確認した中で、我々の役割は何なのかと。経営的にも危機的な状況というこの間の流れ、これを市民の皆さんに我々がお返しをしていく、伝えていく役割がありながら、もうちょっと我慢してほしいと、これし

か言えない、この認識、我々というのは住民代表としての議会の立場であります。非常に辛い思いをしているんです。だからこそ、いろんなプロジェクトや特命チームをつくっていただく中でのご努力が、今ようやく少しずつ芽が開いてくるのかなという気がいたします。

こここのところで、直接経営に携わる経営者として、またスタッフの方たちの危機の認識、こここのところが本当にあるのかどうかという、疑いは持っておりませんが、常にその意識を持って啓発をするような態勢にあるのかどうか、そんな思いがしてならないわけがありますが、そここのところを直接、その決意を持っててきばきとやっていますという、そういう形をもって言っていただければ幸いです。

それから、ついでに2点目も質疑しますが、22年度の実績として幾つか述べていただきましたけれども、市民病院の改革プランの問題、これ自体が先ほどの答弁の中でなかったものですから、改革プランについて常に点検して、評価して、提言をしていくという、この仕組みが昨年から実際に動いたわけです。議会としては、菊地副議長が委員長になって提案をしながらまとめていく、こんな役割も果たされたと思うんです。

それを資料としてホームページから出して読ませていただきましたが、その中で22年度の患者満足度の結果報告書というのも見させていただきましたけれども、これを見ると非常に努力されている、せつかくこれだけの病院改革プランの点検・提言をされておきながら、今回の決算における直接の担当としての評価、その辺のところの発言がないものですから、あえてお尋ねしますが、いかがですか。

○鈴木司郎委員長 豊田市民病院経営企画課長。

○豊田卓孝市民病院経営企画課長 まず、最

初の①であります、医師確保ということで、病院に来ていただいた医師を中心にできることをやっというということで、お医者さんには診療に集中してもらおう。それについて、事務や看護師がサポートしていく。例えば、事務的なものについては、文書等の作成についてドクターが一番苦に思っているものですから、そういうサポートをしながら診療に集中してもらおうということで、医療費の確保という言葉が適切かどうか分かりませんが、そういうことで少しでも一般会計からの繰り入れということが10億あるということも認識してやっております。

ただ、一方で主な収入というのは医業収益ということでありますので、やはり病院としては医業に専念してやっというところが、少しでも一般会計からの繰り入れを減らすという方向に行くと思っております。

それから、そのことについて情報共有ということになります、PRをもう少し市民の間にもしくはないということがありまして、今、出前講座を年間31回開いているということですが、その中で必ず市民病院の状況というのをお知らせするようにしております。

それから、改革プランと患者満足度調査の関係であります、満足度調査についてですが、幾つかの課題が挙がっております。例えば、職員の態度や駐車場の整備等々あります。それらについては、これから改善に向けて課題をみんなで共有しまして解決する、それが改革プランにも同じような指標というのがありますので、改革プランを消化していく道と同じだと思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、お伺いします。

合併後5年間の市民病院事業会計の決算を振り返り、どのように評価しているのかをお

伺いたいと思います。病院側と市側のそれぞれの所見をお伺いいたします。

○鈴木司郎委員長 豊田市民病院経営企画課長。

○豊田卓孝市民病院経営企画課長 まず、平成18年度から5年間ということですが、医師不足を起因とした医療機能の縮小が料金収入の大幅減につながり、経営状況の悪化を招いてきました。

そうした中で、18年5月には新城市民病院経営改善アクションプランを取りまとめ、医師確保をはじめとする五つの基本方針に基づく経営改善、平成21年度からは公立病院改革ガイドラインに基づく市民病院改革プランにより経営改善に努力してまいりました。両プランでは医師の確保、地域医療確保を第一のテーマとして掲げておりまして、これらによりさまざまな対策を取ってきた結果、常勤の医師数を20人前後で維持することができてきました。

しかし、診療制限の解除までは至っておりません。それが現実でありまして、少しでも充実した医療を提供できるように、今後とも全力で取り組まなければならないと考えております。

当院が診療制限を続けている急性期疾患というものについては、現在は南部医療圏の病院との間で連携を取っておりまして、クリニカルパスというものを作成しております。急性期治療後については、それにより当院で治療ができるよう病病連携を進めてきております。

経営の効率化についても、両プランに掲げた大きな課題でありまして、18年度と22年度を比較しますと、収入の増加というのが約4億5,600万円、支出の減少が5億1,300万円、この結果、18年度の純損失が約11億3,100万円ありましたが、これが22年度には1億6,200万円と9億7千万円ほど収支改善となっております。経常収支比率を見ますと、や

はり73.9%から95.8%に21.9%の改善を示し、一定の成果があったと評価しております。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 市側の所見ということでご質疑をいただきましたけれども、一般会計サイドとしてお答えさせていただきます。

今、市民病院の事務担当からお話ししましたように、医師不足や2年ごとに改正される診療報酬の改定等でかなり厳しい状況の中で、市民病院運営がされてきたと思っております。

大変厳しい状況の中で、病院全体が一体となって可能な限りの医療サービスを提供して、市民の信頼回復に努めている、経営改善に取り組んできたと見ております。

一般会計といたしまして、市民病院を含めて本市の医療体制の維持、向上は大きなテーマでありますので、公立病院としての使命を果たす市民病院には、企業会計としての健全性の回復に努めていただくようにしていただきますけれども、一般会計といたしましても、何度かご答弁させていただいている総務省の定める繰出し基準を重視して、一般会計の負担分の措置に努めているところがございますが、先ほど市長が答弁いたしましたように、市長の方針を踏まえて一般会計としても対応してまいりたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 先ほど一般会計決算のときに市長さんの答弁で、合併して3市町村が一体になったことによって、200億円の一般会計予算だから何とか耐えてこれたという話もありました。

思い起こすと、5年前にガイアの夜明けでテレビ中継されて、本当に暗い病院のイメージが広がったわけですが、そのときの経営検討委員会で長 隆さん、総務省の回し者だなんていうわさも立っておりますけれども、あの人が市民病院は1年で経営改善しなければ公設民営化というきつい言葉を発したわけですが、それに対して市長はあくまで

も公設公営で頑張るといような形でおっしゃって、今日に至ったわけですが、その間、先ほど来言われておるアクションプランやガイドラインによって、歩みは緩やかですけれども、何とか赤字の減少も今回の決算では1億6千万円ほどまで圧縮できてきて、市長が以前から言っている償却前収支拮抗という段階を少し通り過ぎたのかなと、償却を入れても収支とんとんという状況まであと一歩という状況になっていると思います。

そんな中で、自治医大の力というのは本当に大きいと思うんですけど、今年に関しても自治医大の義務年限を明けられた先生が残っていただいたということは大きいと思いますし、その方が来年も残ってくれるかという、その先生の立場や将来設計もあるので難しいと思うのですが、そんな状況の中で、今後一般会計の負担も見据えながら病院も維持していかなければいけないと思うのですが、ここで聞きしたいのは、確かに一般会計からの負担が大きくなって、それを減らすことは当然の目標であり、それが病院の経営改善になることはわかるのですが、大きな事業が落ちつきだしたにもかかわらず、山吉田小学校が最近発注されたばかりですけれども、これから新庁舎建設という大きな事業が財政的な負担を見せる。そんな状況の中で、市民病院への今後の財政負担と一般会計への庁舎建設を含めた財政について、決算から見るとどれがどういった影響を与えるのか、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 一般会計からの繰出しのことでご質問をいただきましたので、財政担当からお答えしたいと思っております。

ご指摘をいただきました一般会計からの繰出し、一般会計負担分でございますけれども、これは公立病院としての使命を果たす上で、一般会計からの負担というか税の負担として適切なものという考え方で総務省は基準をつ

くっております。それに基づいて、公立病院の持っている状況を反映したような繰り出し基準に沿って繰り出しているところでございますけれども、将来的にどうかというようなご心配をおかけしておりますけれども、一応総合計画の中期計画では、ごらんいただきましたように財政推計を平成30年度まで掲載させていただいておりますけれども、当然新庁舎のある程度の想定事業費も組み込み、なおかつ市民病院だけではなく各特別会計の繰り出しも含めて財政推計をかけているところでございます。

財政推計の中には、基金の取り崩しだとか、そういったものも含んで収支見通しを示しているところでございますけれども、何とか財政運営ができていこうに見通しは立てているところでございます。

○鈴木司郎委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第137号議案を採決します。

本議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、第137号議案は認定すべきものと決定しました。

~~~~~

第138号議案 平成22年度新城市水道事業会計決算認定及び第139号議案 平成22年度新城市工業用水道事業会計決算認定の2議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本2議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第138号議案及び第139号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、第138号議案及び第139号議案の2議案は認定すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了しました。

なお、本委員会の審査結果報告及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これもちまして、予算・決算委員会を閉会いたします。

**閉会 午後3時51分**

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 鈴木司郎